

---

# 門真市第4期障がい福祉計画

(平成27年度～29年度)

---

平成27年3月

門 真 市



## は じ め に

本市では、障がいのある人が住み慣れた地域で自立して生活すること、また、施設入所者等の地域移行や一般就労への移行を支援するため、平成24年3月に「門真市第3期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が年齢や障がいの種別等にかかわらず、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに取り組んでまいりました。

一方、国においては、障害者基本法や児童福祉法の一部改正、障害者総合支援法や障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定等、めまぐるしく制度が変化しております。

このような状況のもと、今後3年間の本市における障がい者福祉施策の指針となるものとして、「門真市第4期障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、障がい者（児）等団体に対するアンケート調査を実施し、多くの方々からの貴重なご意見を踏まえながら、計画の策定作業を進めてまいりました。

今後におきましても、公民協働のもと、門真市第5次総合計画の基本目標の一つであります「健やかな笑顔あふれる支え合いのまち」の実現をめざし、障がいのある人の地域生活を支援するための基盤整備を進めることに最大限の努力を傾けてまいり所存であります。

また、これまで以上に地域における市民の皆様方とのつながりを強め、本市がめざしております「自律発展都市」の形成をより確実なものとすることにより、誰もが安心して暮らし、「幸福度の向上」を実感できるまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました門真市障がい者地域協議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました各種団体の関係者並びに市民の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

門真市長 園部 一成



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	主要な障がい者関連法律の制定・改正の動き	2
(1)	「障害者総合支援法」の施行	2
(2)	地域生活支援事業の追加	3
(3)	障がい福祉計画策定に係る基本指針の見直し	3
3	計画の位置づけ	4
4	計画の対象	4
5	計画の期間	5
6	計画の策定体制	5
7	障がいのある人の状況	6
(1)	身体障がいのある人の状況	6
(2)	知的障がいのある人の状況	9
(3)	重度心身障がいのある人の状況	11
(4)	精神障がいのある人の状況	12
(5)	難病等の疾患のある人の状況	14
(6)	障がい者（児）等団体アンケート調査から	15

## 第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の理念と基本的な視点	17
2	平成29年度の成果目標の設定	18
(1)	施設入所者の地域生活への移行	18
(2)	入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行	19
(3)	地域生活支援拠点等の整備	19
(4)	福祉施設から一般就労への移行	20
(5)	就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	21

## 第3章 事業計画

1	障害者総合支援法に基づくサービス事業体系	23
2	門真市障がい者基幹相談支援センターの役割	24
3	障害者総合支援法に基づくサービス利用見込量	25
(1)	訪問系サービス	25
(2)	日中活動系サービス	32
(3)	居住系サービス	44
(4)	計画相談支援・地域相談支援	47
4	地域生活支援事業	52
(1)	必須事業	52

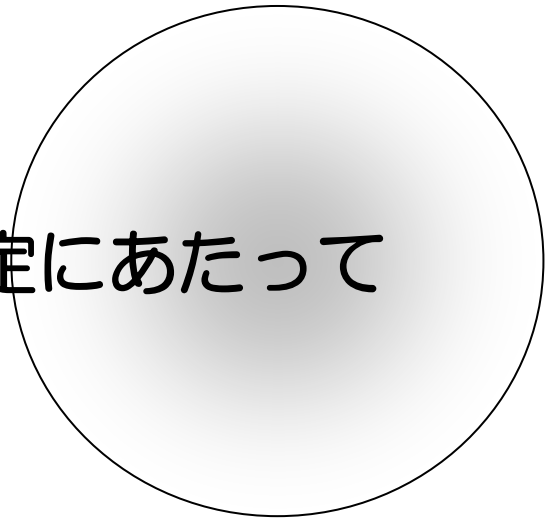
(2) 任意事業	62
(3) 市独自事業	63
5 児童福祉法に基づくサービス利用見込量	64
6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	69
7 人権の尊重と権利擁護の推進	72
8 障がいのある人の雇用・就労の促進	73
9 サービスの確保と人材の確保	74
10 計画の推進体制	75

## 資料編

1 計画の策定経過	77
2 門真市附属機関に関する条例	78
3 門真市附属機関に関する条例施行規則	79
4 門真市障がい者地域協議会委員名簿	81
5 門真市障害福祉計画作成委員会設置要綱	82
6 門真市障がい福祉計画作成委員会委員名簿	83
7 用語の説明	84

(本編中の用語には、初出のみに下線を引き、右上に「\*」を付けています。)

# 第1章 計画の策定にあたって







## 1 計画策定の背景と目的

本市では、平成18年3月に平成20年度までを第1期として定めた「門真市障害福祉計画※（平成18年度～20年度）」を策定しました。この計画は、障がいのある人が年齢や障がいの種別等に関わりなく、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう、サービス基盤の整備を計画的に進めるための計画です。また、平成20年度までにめざす姿として、施設から地域への移行者数や、精神障がい\*のある人の退院目標数、施設から一般就労\*への移行者数、就労継続支援A型の利用率等の目標値を設定しました。

平成21年3月には、平成23年度までを計画期間とする「門真市第2期障がい福祉計画（平成21年度～23年度）」を策定しました。

この間、障がい者施策については、制度改正に向けて大きな動きがあり、平成23年の「障害者基本法」の改正において、日常生活又は社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、平成18年に国連において採択された障害者権利条約に定める「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

こうした動きの中で、「門真市第2期障がい福祉計画」の計画期間が平成23年度で終了することから、国の制度改革の方向等を踏まえつつ、平成24年3月に「門真市第3期障がい福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定しました。

以降も制度改正や新たな法律の制定が続き、平成24年に障がい福祉計画の法的根拠となっていた「障害者自立支援法」に代わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が成立しました。この法律では、障害者基本法の理念を土台とし、これまで制度の谷間となっていた難病\*患者への支援の提供や、障がい程度区分から障がい支援区分への見直し等の改正が行われました。

この度、「門真市第3期障がい福祉計画」の計画期間が、平成26年度をもって終了することから、これまでの計画の進捗状況や国の制度改革の方向を踏まえつつ、計画の見直しを行うことになりました。

「門真市第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）」は、障害者総合支援法に基づき、平成27年度から3年間を計画期間とし、具体的な数値目標や、各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、本市における施策の一層の充実を図るために策定するものです。

また、同時に策定する「門真市第3次障がい者計画」との整合を図ることとしています。

※ 門真市障害福祉計画は、本市が平成20年12月から障害の「害」をひらがな表記に改める以前に策定されたものであることから、漢字表記としています。

## 2 主要な障がい者関連法律の制定・改正の動き

### (1) 「障害者総合支援法」の施行

「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月に「障害者総合支援法」が施行されました。これに先立つ、いわゆる「整備法」により、障がいのある子どもへの支援も強化されています。障害者基本法の基本原則である“共生社会の実現”のために、基本理念として“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されています。

#### ① 題名

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

#### ② 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援により共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

#### ③ 障がい者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える。(障がい児の範囲についても同様とする。)

#### ④ 障がい支援区分の創設

「障がい程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障がい支援区分」に改める。

#### ⑤ 障がい者に対する支援

- 地域生活支援事業の追加(障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等を追加)(平成25年5月～)
- 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障がい\*若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人で常時介護を要する者にも拡大)(平成26年4月～)
- 共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)へ一元化(平成26年4月～)
- 地域移行支援の対象拡大(障がい者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に加え、保護施設・矯正施設等に入所している障がいのある人にも拡大)(平成26年4月～)

#### ⑥ サービス基盤の計画的整備

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障がい福祉計画を策定するにあたって、障がい者等のニーズ\*把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## (2) 地域生活支援事業の追加

平成25年5月に、地域生活支援事業実施要綱が改定され、以下の事業が追加されました。

- ① 理解促進研修・啓発事業  
地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う。
- ② 自発的活動支援事業  
障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する。
- ③ 成年後見制度法人後見支援事業  
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る。
- ④ 手話奉仕員養成研修事業  
聴覚障がいのある人の交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

## (3) 障がい福祉計画策定に係る基本指針の見直し

平成26年5月に、障がい福祉計画策定に係る基本指針が改定されました。第4期計画においては、国・府の方針に基づき、次の事項を踏まえて策定することとなります。

- ① PDCAサイクルの導入
  - 少なくとも1年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
  - 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- ② 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）
  - 施設入所者の地域生活への移行
    - 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行
    - 平成25年度末時点の施設入所者数を4%削減
  - 精神科病院から地域生活への移行
    - 入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。
    - 入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
    - 1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上削減
  - 地域生活支援拠点等の整備（新規）
    - 障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

○福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者数を平成24年度実績の1.5倍（国においては2倍以上）とする。
- 就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加
- 就労移行支援利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

③ その他の事項

○障がいのある子どもの支援体制の整備（新規）

- 児童福祉法に基づく障がいのある子どもの支援等の体制整備についても定めるよう努める。

○計画相談の充実、研修の充実等

### 3 計画の位置づけ

障がい福祉計画は、「障害者総合支援法第88条に基づく障がい福祉サービス等の確保に関する市町村障がい福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即することが規定されています。

この計画は、市の最上位計画である「門真市第5次総合計画」の分野別計画として位置づけ、「門真市第3次障がい者計画」、「門真市子ども・子育て支援事業計画」等関連計画との整合を図りながら策定します。

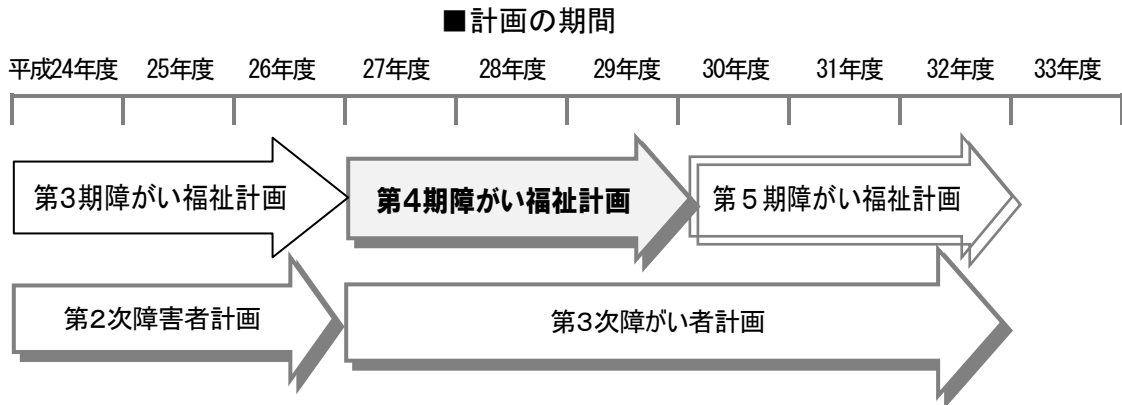
### 4 計画の対象

この計画で、「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障がい\*、知的障がい、精神障がい（発達障がい\*を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁（障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とし、「高次脳機能障がい\*のある人」や「難病に起因する、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人」等も含まれます。

## 5 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



## 6 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民の参画を得るとともに、市民のニーズを反映させるために、次のような機会を設定しました。

### ① 門真市障がい者地域協議会

学識経験者、障がい者（児）等団体、サービス提供事業者、医療・教育・就労等機関の代表者で構成される「門真市障がい者地域協議会」において審議を行いました。

### ② 門真市障がい福祉計画作成委員会

庁内関係各課で構成する「門真市障がい福祉計画作成委員会」において、審議を行いました。

### ③ 障がい者（児）等団体に対するアンケート調査

障がい福祉サービスの利用やニーズ、日常生活上の困りごと等を把握するため、本市の障がい者（児）等団体の7団体に対して、アンケート調査を行いました。

### ④ パブリックコメント\*の実施

計画素案について、広く市民から意見を募集するため、平成27年1月8日（木）から同月28日（水）までの期間で、パブリックコメントを実施しました。

## 7 障がいのある人の状況

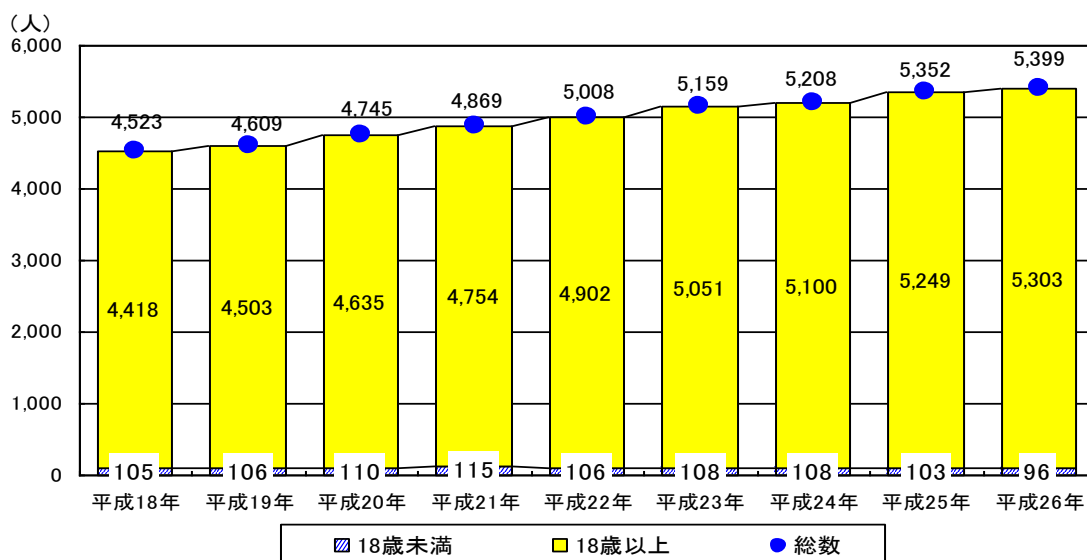
### (1) 身体障がいのある人の状況

#### ① 身体障がい者手帳所持者数

身体障がい者手帳所持者数は増加を続け、平成26年4月1日現在では5,399人となっています。うち18歳未満が96人、18歳以上が5,303人となっています。18歳以上のうち、65歳以上の高齢者が3,671人で、全体の68.0%を占めています。

身体障がい者手帳所持者数の増加の伸びは、平成19年から平成23年までは毎年100人を超える増加を示していましたが、平成24年以降は平均80人の増加となっています。

■ 身体障がい者手帳所持者数の推移



資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

#### ② 障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数

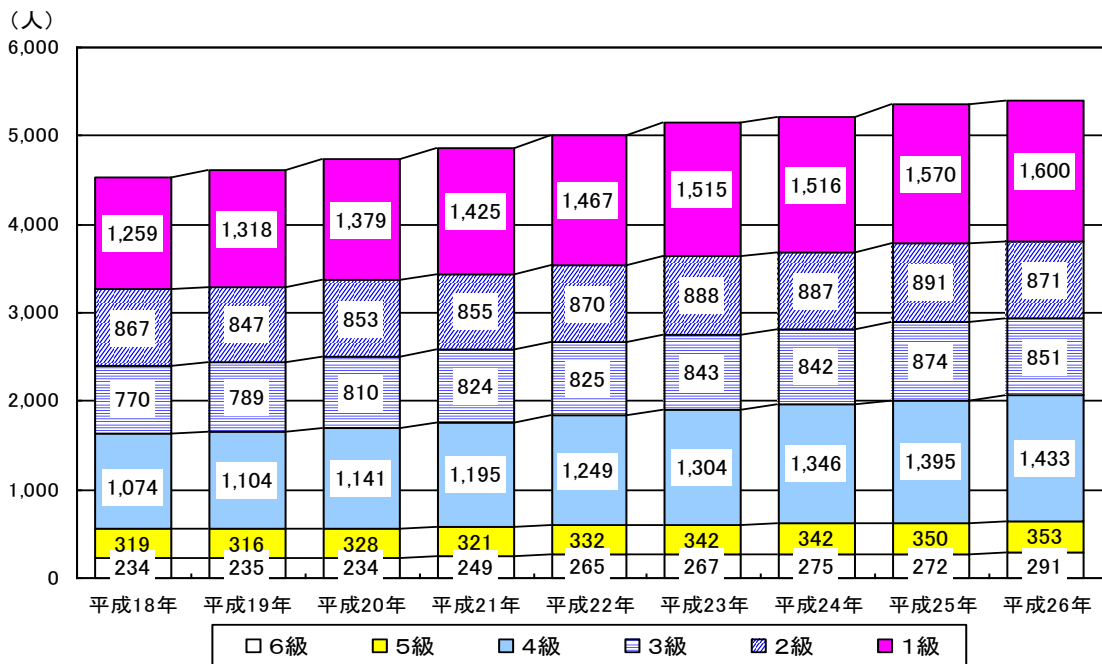
1級及び2級の重度の人が、平成26年4月1日現在では2,471人で、年々増加しています。しかし、身体障がい者手帳所持者総数に占める率は45.8%で、この重度率は平成20年以降、わずかながら低下傾向を示して推移しています。

■ 重度率の推移

年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
重度率(%)	47.0	47.0	47.0	46.8	46.7	46.6	46.1	46.0	45.8

資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■ 障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数の推移

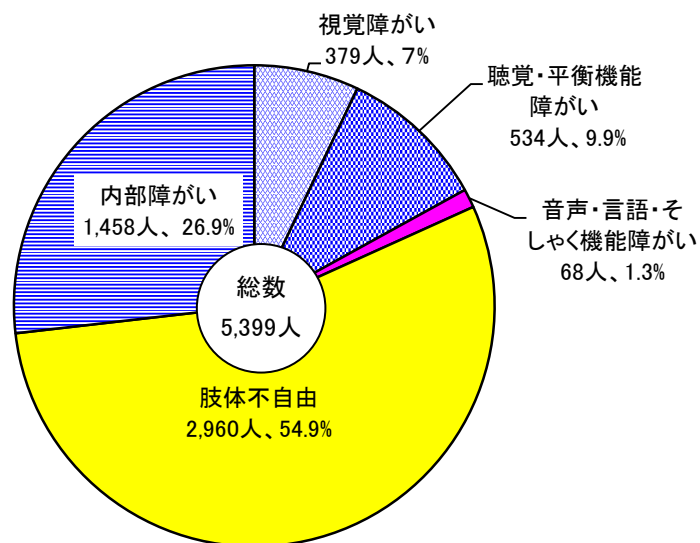


資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

③ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成

平成26年4月1日現在の障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の構成をみると、「肢体不自由」が54.9%で最も多く、半数を超えています。次いで「内部障がい\*」が26.9%、「聴覚・平衡機能障がい」が9.9%、「視覚障がい」が7%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が1.3%となっています。

■ 障がいの種類別身体障がい者手帳所持者の構成



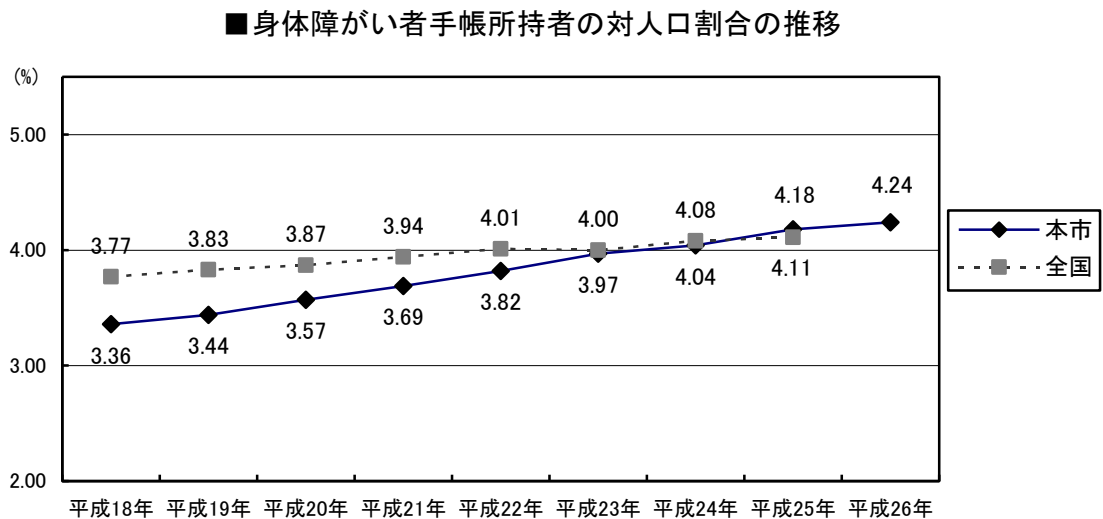
資料:障がい福祉課調べ(平成26年4月1日現在)



#### ④ 身体障がい者手帳所持者の対人口割合

身体障がい者手帳所持者の総人口に対する割合（以下「対人口割合」という。）は、平成18年が3.36%で、その後年々上昇し、平成26年には4.24%となっています。

また、平成22年までは全国平均より低く推移していましたが、平成23年及び平成24年は同程度となり、平成25年には全国の4.11%を上回り、4.18%となっています。



資料：本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)

全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)



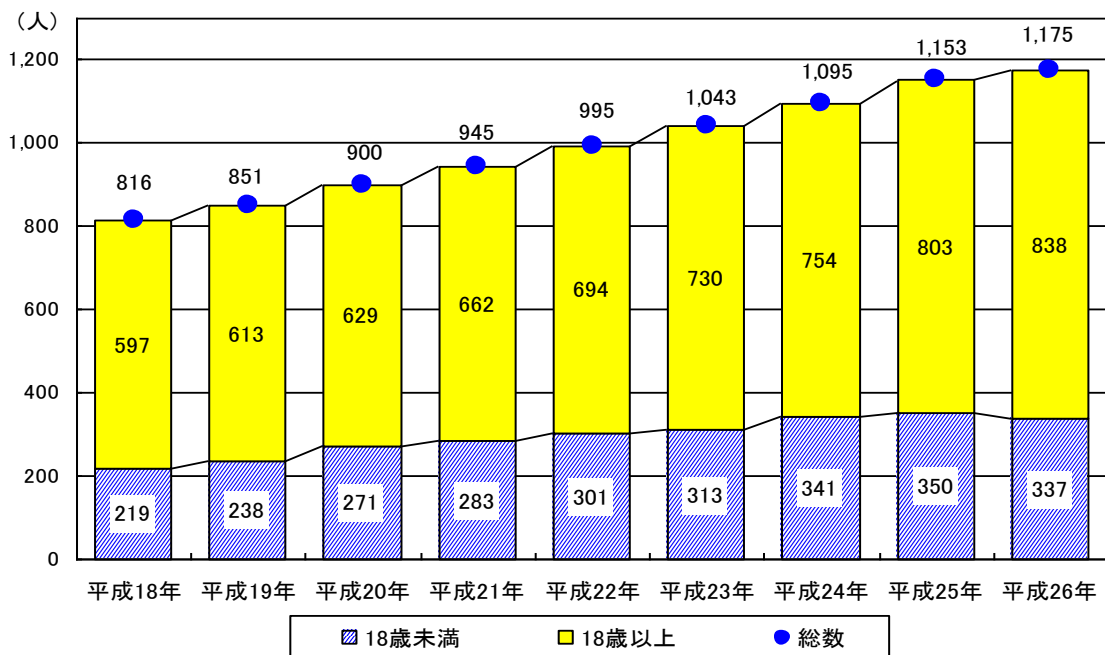
## (2) 知的障がいのある人の状況

### ① 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は増加を続け、平成26年4月1日現在では1,175人、うち18歳未満が337人、18歳以上が838人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は53人で、全体の4.5%にすぎません。

療育手帳所持者数の増加の伸びは、平成19年以降は、平成25年を除き、それぞれ50人程度増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

### ② 障がいの程度別療育手帳所持者数

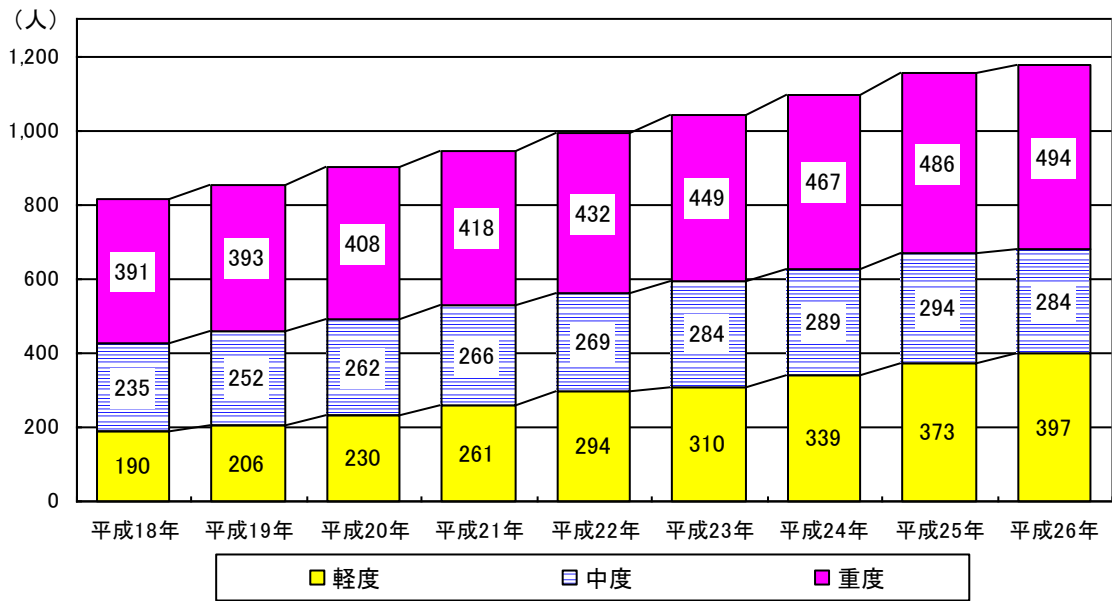
重度の人が、平成26年4月1日現在では494人で、療育手帳所持者総数の42.1%となっています。重度者数は平成18年に比べて103人増加していますが、療育手帳所持者総数が増加しているため、重度率としては低下傾向にあります。

■重度率の推移

年次 項目	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
重度率(%)	47.9	46.2	45.3	44.2	43.4	45.3	42.6	43.4	42.1

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

### ■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



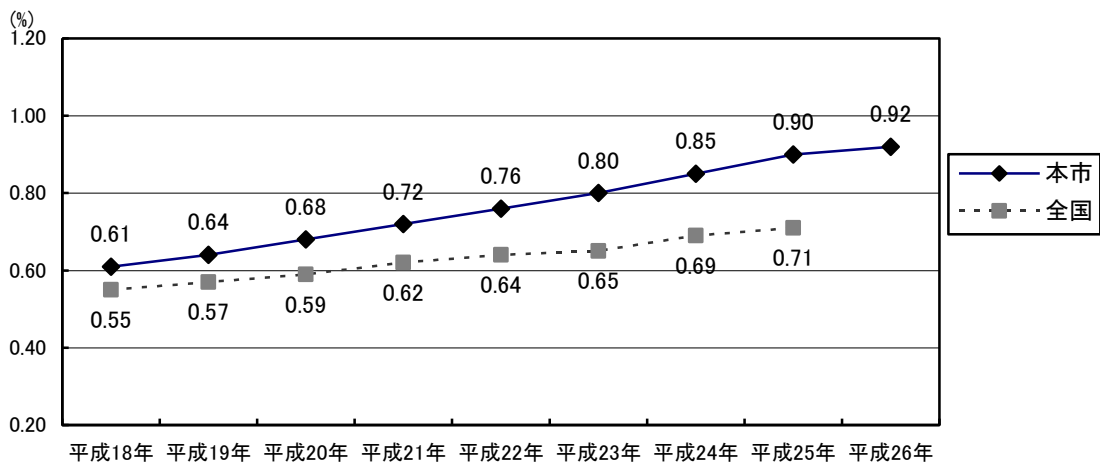
資料：障がい福祉課調べ（各年4月1日現在）

### ③ 療育手帳所持者の対人口割合

療育手帳所持者の対人口割合は、平成18年が0.61%で、その後年々上昇し、平成26年には0.92%となっています。

また、一貫して全国平均を上回り、年々その差が拡大しています。

### ■療育手帳所持者の対人口割合の推移



資料：本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)

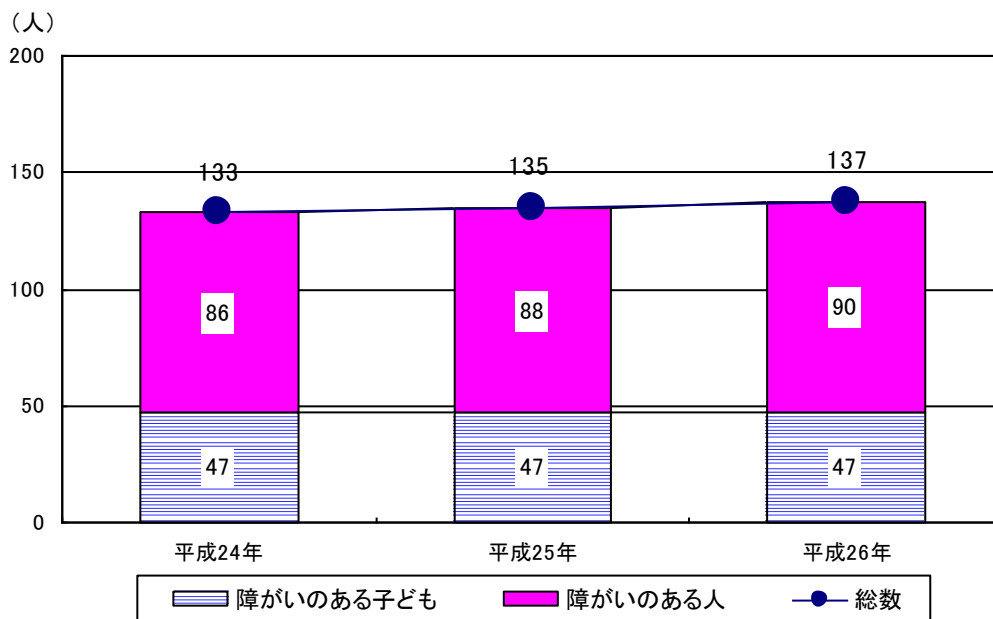
全国の人口は総務省統計局による人口推計値(各年4月1日現在)

### (3) 重度心身障がいのある人の状況

身体障がい者手帳の1・2級及び療育手帳のAを所持している重度の心身障がいのある人の状況では、18歳未満の子どもは、平成24年が47人で、平成25年、平成26年と変わりありません。

18歳以上の障がいのある人では、平成24年が86人、平成25年が88人、平成26年が90人と、年々わずかながら増加傾向にあります。

■ 重度心身障がいのある人の推移



資料：障がい福祉課調べ

## (4) 精神障がいのある人の状況

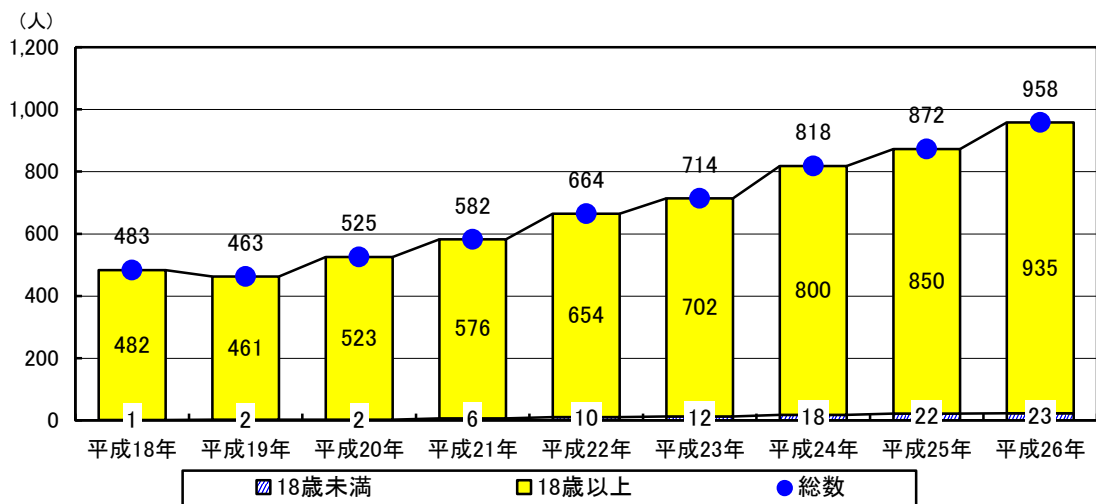
### ① 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、平成26年4月1日現在では958人、うち18歳未満が23人、18歳以上が935人となっています。また、18歳以上のうち、65歳以上の高齢者は131人で、全体の13.7%となっています。

平成19年は、前年に比べて減少しましたが、平成20年以降は増加しており、以降の伸びは年平均およそ70人となっています。

なお、自立支援医療費の受給者数は、平成26年4月1日現在では1,981人で、精神障がい者保健福祉手帳所持者の約2.1倍となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

### ② 障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数

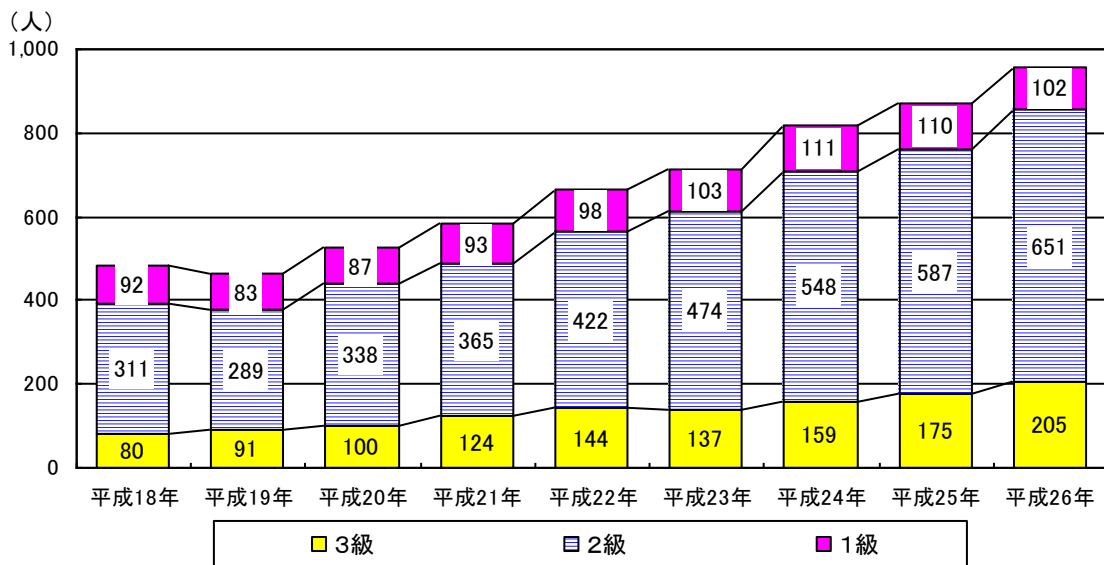
精神障がい者保健福祉手帳1級の重度の人は、平成26年4月1日現在で102人となっています。重度者数は、平成18年の92人から102人へと増加していますが、精神障がい者保健福祉手帳所持者総数の増加が大きいため、重度率としては、平成18年の19.0%が、平成26年には10.6%と低下傾向にあります。

■重度率の推移

年次 項目	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
重度率(%)	19.0	17.9	16.6	16.0	14.8	14.4	13.5	12.6	10.6

資料：障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

■障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

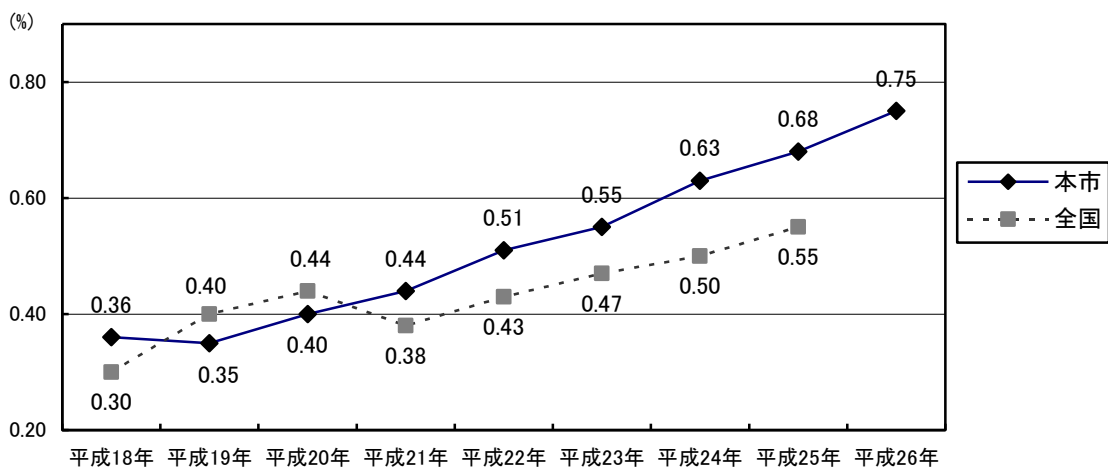


資料:障がい福祉課調べ(各年4月1日現在)

### ③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合

精神障がい者保健福祉手帳所持者の総人口に対する割合は、平成18年が0.36%で、平成19年に若干低下したものの、その後年々上昇し、平成26年には0.75%になっています。平成19年と平成20年を除いて、全国平均を上回って推移し、その差が開く傾向にあります。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者の対人口割合の推移



資料:本市は障がい福祉課調べ

全国は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生業務報告(衛生行政報告例)」

注)本市の人口は住民基本台帳及び外国人登録による(各年4月1日現在)

全国は年度末交付者数から有効期限切れの人を除いた数、人口は住民基本台帳による(各年3月末現在)

## (5) 難病等の疾患のある人の状況

難病自体は、約7,000種類があるといわれていますが、保健所による医療費助成の対象者数は、平成24年4月1日現在では821人、平成25年4月1日現在では852人、平成26年4月1日現在では907人となっており、対象疾患は、平成27年1月に56疾患から110疾患に拡大されています。

また、平成26年4月1日現在の対象者数907人のうち、身体障がい者手帳を所持している人が240人、手帳を所持していない人が667人となっており、手帳所持者には、これまでの障害者自立支援法による障がい福祉サービスの受給者も含まれません。

難病等のみによる障がい福祉サービスの利用者数は、平成26年4月1日現在では、2人となっていますが、障害者総合支援法によるサービスの対象疾患は、平成27年1月に130疾患から151疾患に拡大され、利用者数はさらに増加することが想定されます。

なお、障がい福祉サービスの対象疾患は、平成27年の年夏頃を目途に再度の見直しが予定されています。

## (6) 障がい者（児）等団体アンケート調査から

「門真市第4期障がい福祉計画」の策定にあたり、その基礎資料とするため、障がい者（児）等団体を対象としたアンケート調査を実施しました。いただいたご意見等の中から、「門真市第4期障がい福祉計画」に関連する内容を次のとおり整理しました。

### ① 障がい福祉サービス等に関するご意見

- 門真市内に短期入所や宿泊体験事業がほとんどないので、本人の家庭からの自立が難しく、親は高齢になっても重度の障がいのある子どもを支援（世話）し続けなくてはならない。
- 移動支援、行動援護、ショートステイ等の提供事業所が少なく、サービス利用ができないことが多い。
- 家族（親）の緊急時に、ロングステイできる所がない。
- 親の急用、緊急事態にすぐに対応してもらえるショートステイ先や外出支援がない。市内に必要な障がいのある子どもは大勢いる。
- グループホームの体験をしたいが、現在利用している日中活動の場を変更しないで体験できるホームがない。宿泊体験専用の施設があるといい。
- 高齢で入院した場合、退院すると行き場がない。
- 移動支援でもらえる時間が他市に比べて少ないので、必要に応じた時間数を出して欲しい。
- 移動支援は、一人で外出できる人でも、最重度で必ず同行が必要な人でも1ヶ月30時間と決められているので、障がいのある人それぞれの暮らしに見合った対応をしてもらえないことに困っている。
- 移動支援事業が確立されたことにより、多くの障がい者が社会参加できることは喜ばしいと思うが、近年は行政に移動支援の時間制限等があり、利用者が不満を持っている。
- 入浴介助、家事支援等居宅サービスにおいて、毎日の利用が人間の暮らしとして当たり前なことでも、週3回利用等になっていることに困っている。
- 親が加齢に伴い、送迎がいつまでできるのか不安に思うので、送迎にも移動支援を使えるようにして欲しい。
- 普段利用している事業所と他のショートステイ事業所間の送迎の連携が欲しい。
- 精神障がいの場合、サービスや支援が減少すると症状の悪化につながるため、維持するための支援が必要で、就労しながらも利用できる支援が欲しい。
- 定期受診ができない時、代理受診をして欲しい。

## ② 相談・情報提供に関するご意見

- 軽度の難聴に関する情報が不足している。親もつい聞こえると思ってしまい、大きくなってから色々な障がいが出てくるので、幼児期より親への指導等をして欲しい。
- 新規事業所の情報を教えて欲しい。

## ③ 就労に関するご意見

- 働きたいが、働ける場所が少ない。また、働き続けると、安定していると判断され、サービスや支援が減り、症状の悪化につながる。
- 何の区別もなく行ける、前の作業所のような場所が必要。

## ④ その他主なご意見

- 障がいのある人が、閉じこもりがちにならないように、地域の人たちとコミュニケーションを取る。
- 自助・互助・公助をうまく活用していく。
- いろいろな人たちと交流することにより、視野が広がり、お互いに理解していくことで“頑張ろう”、“元気になろう”、“自分の力で行動しよう”という精神が生まれてくると思う。
- 自治会長や民生委員等、どこにどのような障がいのある人が住んでいるのか把握してもらいたい必要がある。
- 行政がもっと地域（自治会や福祉委員等）に対して積極的に関わって欲しい。
- 新たに手帳を交付された人たちとの活動を広げていこうとしても、個人情報保護の関係で情報を得ることも伝えることもできない。
- 親同士が交流できる（いつでも誰でも集える。話し合える。）場がない。
- 障がいのある人も参加できるような避難訓練をして欲しい。
- 障がいのある人が地域の人たちと関われる機会が少ない。
- 学校教育において障がいについて正しく理解する時間を作って欲しい。
- 祖父母が高齢になっても、障がいのある子どもの世話に時間を取られ、必要な介護支援をする時間が少ない。



## 第2章 計画の基本的な考え方





## 1 計画の理念と基本的な視点

この計画の推進にあたっては、共生社会の実現に向けて、すべての障がいのある人等が可能な限り身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けることにより、社会参加の機会が確保され、どこで誰と生活するかについて選択ができるように、地域において、社会生活を営む上で障壁となるものを取り除くことをめざします。

また、「門真市第3次障がい者計画」の基本理念である「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を踏まえ、次の3つの基本的な視点を重視した計画の推進を図ります。

### ① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重しながら意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

### ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者手帳の所持者に限らず、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病患者及び障がいのある子どもが、身近な地域で障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となり、サービスの充実に努めます。

### ③ 地域生活への移行の推進と就労支援の強化

地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応し、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルサービス\*の提供等、地域の社会資源を最大限に活用します。

## 2 平成29年度の成果目標の設定

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### <成果目標に関する大阪府の基本的な考え方>

##### ① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活に移行することを最低基準として設定

##### ② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、平成25年度末時点における施設入所者から4%を削減することを目標として設定

施設入所者の地域生活への移行について、大阪府の基本的な考え方やこれまでの実績等を踏まえ、平成25年度末時点の施設入所者89人のうち13人と設定しました。これは、平成25年度末時点の施設入所者の14.6%となります。

施設入所者の削減数については、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や新たに施設入所が見込まれる人数等を勘案しながら、平成29年度末までに削減する施設入所者数の成果目標を6人と設定しました。

#### ■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の入所者数 (A)	89人	平成25年度末時点の施設入所者数
【目標値】 平成29年度末の地域生活移行者数 (B)	13人	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
	14.6%	移行割合 (B/A)
【目標値】 平成29年度末の削減見込数 (C)	6人	施設入所者の削減見込数
	6.7%	削減割合 (C/A)

## (2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

## ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

- ① 国基準に沿った目標設定とし、平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とすることを目標として設定
- ② 国基準に沿った目標設定とし、平成29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを目標として設定
- ③ 国基準に沿った目標設定とし、平成29年度における長期在院者数を平成24年度の6月末時点から18%以上削減することを目標として設定

## ■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
【目標値】 ①入院後3ヶ月時点の退院率	64%	平成29年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とする。
【目標値】 ②入院後1年時点の退院率	91%	平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
【目標値】 ③在院期間1年以上の長期在院者数	18%	平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減する。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

## ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

国基準に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

## ■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備	門真市で1箇所	障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点を平成29年度末までに障がい者地域協議会等の検討の場を活用して、どのようなニーズに対応するかなどについて検討し、整備する。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

##### ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

##### ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数

平成29年度における一般就労への移行者数22人（平成24年度の実績の1.5倍）を目標として設定

##### ② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることを目標として設定

##### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

平成29年度末における就労移行支援事業所において、就労移行率が3割以上の事業所が全体の5割以上となるように目標を設定

福祉施設から一般就労への移行者数については、平成24年度の実績が15人であることから、目標値を1.5倍の22人に設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成25年度末の利用者数が39人であることから、目標値を6割以上の増加とし、63人に設定します。

##### ■第4期計画における目標設定

項目	数値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者数 (A)	15人	平成24年度において、福祉施設から一般就労に移行した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	39人	平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数 (C)	1事業所	平成25年度末時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 ①目標年度（平成29年度）の一般就労移行者数 (D)	22人	平成29年度において、福祉施設から一般就労に移行する者の数
	1.5倍	(D/A)
【目標値】 ②目標年度（平成29年度）の就労移行支援事業利用者数 (E)	63人	平成29年度における就労移行支援事業利用者数
	1.61倍	(E/B)

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加については、平成25年度末の就労移行率が3割以上の事業所が1事業所であることから、計画期間中に事業所が増加した場合には、その事業所数も加味した上で5割以上となるよう目標を設定します。

#### ■第4期計画における目標設定

項 目	数 値	考 え 方
【目標値】 目標年度（平成29年度）の就労移行率3割以上の事業所（F）	5割以上	（F/平成29年度の就労移行支援事業所数）

### (5) 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

#### ＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方＞

平成25年度の実績額に、34.2%増した額を下回らない額（ただし、その額が3,000円に満たない場合は、3,000円を下回らない額）を基本として目標を設定

就労継続支援（B型）事業所の工賃については、平成25年度の平均額が6,118円であることから、目標値を34.2%増の8,211円に設定します。

なお、平成20年度から平成22年度の工賃の平均額が5,190円で、平成26年度の目標をおよそ30%増の6,800円と設定していました。平成25年度の平均額は、平成26年度の目標値に届きませんが、徐々に工賃は上がっています。

#### ■第4期計画における目標設定

項 目		数 値	考 え 方
目 標	平成25年度の工賃の平均額等、基準となる額	6,118円	平成25年度の工賃平均額
	平成29年度の工賃の平均額	8,211円	平成25年度実績の約34.2%増





## 第3章 事業計画



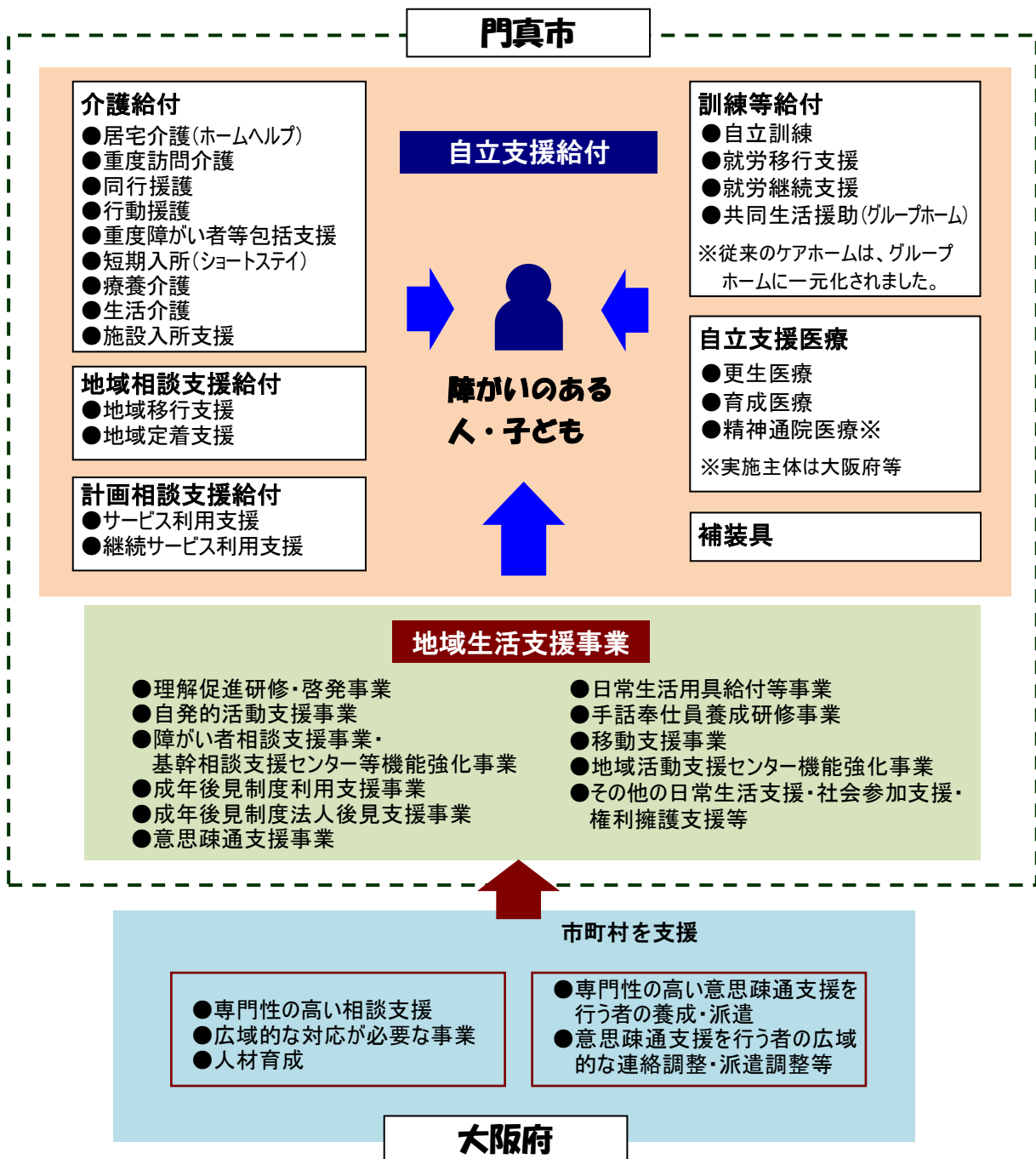


# 1 障害者総合支援法に基づくサービス事業体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

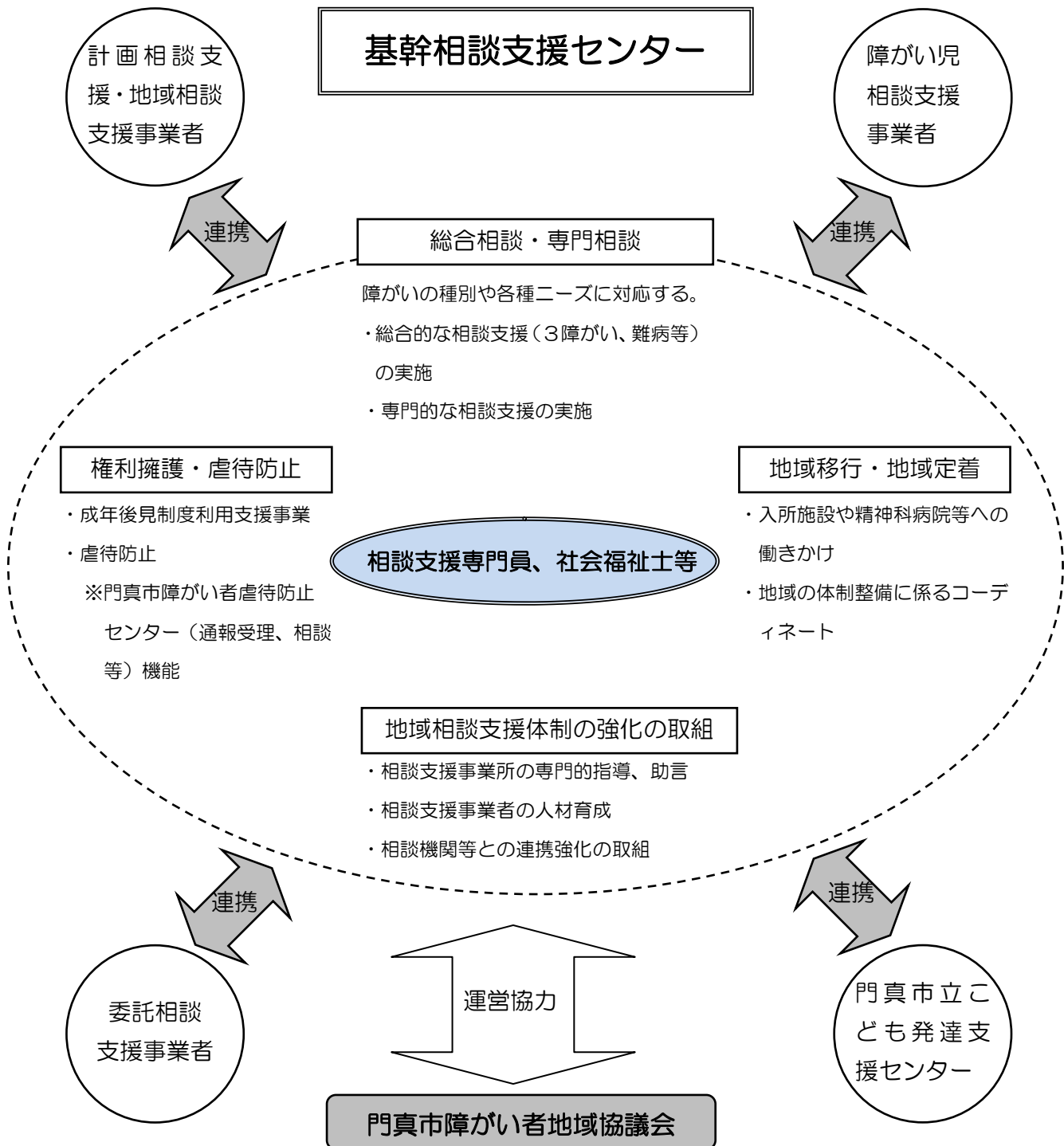
なお、障がいのある子どもに関する障がい児通所支援・相談支援等のサービスは、平成24年4月より大きく再編され、すべて児童福祉法に位置づけられています。

■サービス事業体系図



## 2 門真市障がい者基幹相談支援センターの役割

障がい者基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担い、相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等のある人）のワンストップ窓口（総合相談窓口）の他、地域の実情に応じて以下の業務を行います。



### 3 障害者総合支援法に基づくサービス利用見込量

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、介護給付として「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」に区分されます。

##### ■訪問系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子ども（難病、高次脳機能障がい等を含む。）を対象に、居宅で入浴、排泄、食事等の介護や家事援助を行います。重度訪問介護や重度障がい者等包括支援の対象以外の人へのサービスです。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由の人又は知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難がある人に対する居宅での入浴、排泄、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等、総合的な介護を行います。
		同行援護	重度視覚障がいのある人や子どもを対象に、外出時において、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。
		行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動に困難があり、常に介護の必要な人（子どもを含む。）を対象に、危険を回避するために必要な援護や、外出時の移動中の介助等を行います。
		重度障がい者等包括支援	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、障がいのある子どもの中で、常に介護を必要とする程度が著しく高い人を対象に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

#### ① 居宅介護

##### ■第3期計画の検証

全体の利用者数は、平成24年度が127.4%、平成25年度が113.8%と見込量を超えていますが、全体の利用時間数は、平成24年度が76.4%、平成25年度が69.7%と、知的障がいのある人を除いて、見込量より低くなっています。

これは、1人当たりの利用時間数が少なくなっていると考えられます。

身体障がいのある人の利用者数が減少している主な理由としては、65歳以上となり、介護保険制度へ移行したことなどにより、対象者が減少したことがあげられます。

障がいのある子どもの利用数が減少している主な理由としては、放課後等デイサービスの利用が、平成24年度の50人から平成26年6月末で89人に増加し、サービスの利用が進んでいることが想定されます。

■第3期計画における居宅介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	見込量	人	131	138	145	時間	4,310	4,540	4,771
	実績値	人	142	117	103	時間	3,122	2,654	2,970
	対見込率	%	108.3	84.8	71.0	%	72.4	58.5	62.3
知的障がい のある人	見込量	人	45	50	55	時間	441	490	539
	実績値	人	86	88	83	時間	585	787	833
	対見込率	%	191.1	176	150.9	%	132.6	160.6	154.5
精神障がい のある人	見込量	人	68	76	84	時間	986	1,102	1,218
	実績値	人	73	91	83	時間	658	834	888
	対見込率	%	107.3	119.7	98.8	%	66.7	75.7	72.9
障がいの ある子ども	見込量	人	18	19	20	時間	221	234	246
	実績値	人	33	26	20	時間	187	161	150
	対見込率	%	183.3	136.8	100.0	%	84.6	68.8	70.0
合計	見込量	人	262	283	304	時間	5,958	6,366	6,774
	実績値	人	334	322	289	時間	4,552	4,436	4,841
	対見込率	%	127.4	113.8	95.1	%	76.4	69.7	71.5

注)平成26年度実績は3～6月実績

■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年6月にかけて年々減少傾向にあるものの、平成24年度から平成26年度の月均120人から年2人増と見込みました。利用時間数は、平成26年度の1人当り月平均28.8時間（平成24年度から平成26年度の最高値）を乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の月平均86人から年3人増と見込みました。利用時間数は、平成26年度の1人当り月平均10時間（平成24年度から平成26年度の最高値）を乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成25年度及び平成26年度の月平均87人から、年5人増と見込みました。利用時間数は、平成26年度の1人当り月平均11時間（平成24年度から平成26年度の最高値）を乗じて見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成24年度から平成26年度にかけて年々減少していますが、平成24年度から平成26年度の月平均26人を平成27年度の見込みとし、以降、年1人増と見込みました。利用時間数は、平成24年度から平成26年度の1人当り月平均7時間を乗じて見込みました。

## ■第4期計画における居宅介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
身体障がい のある人	利用者数	人	120	122	124
	利用時間数	時間	3,456	3,514	3,571
知的障がい のある人	利用者数	人	86	89	92
	利用時間数	時間	860	890	920
精神障がい のある人	利用者数	人	87	92	97
	利用時間数	時間	957	1,012	1,067
障がいの ある子ども	利用者数	人	26	27	28
	利用時間数	時間	182	189	196
合計	利用者数	人	319	330	341
	利用時間数	時間	5,455	5,605	5,754

## ② 重度訪問介護

## ■第3期計画の検証

利用者数は、見込量を大きく上回り、対見込率は平成24年度が266.6%、平成25年度が200.0%、平成26年度が225.0%となっています。この理由としては、介護保険の上乗せでの利用が増加していることによります。

一方、利用時間数は、平成24年度及び平成25年度ともに見込量を下回り、対見込率は平成24年度が93.8%、平成25年度が66.5%、平成26年度が71.4%となっています。利用者数が増加の一方で、利用時間数が変動している主な理由としては、介護保険サービスに上乗せ支給をする場合、高齢福祉課、ケアマネジャー\*等とケアプラン\*の検討を行い、不足していると思われる時間数を支給していることが考えられます。

## ■第3期計画における重度訪問介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用時間数		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
身体障がい のある人	見込量	人	3	4	4	時間	472	630	630
	実績値	人	8	8	9	時間	443	419	450
	対見込率	%	266.6	200.0	225.0	%	93.8	66.5	71.4

注)平成26年度実績は3~6月実績

## ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の伸びがおおむね1人であることから、今後も1人増と見込みました。利用時間数は、平成24年度の1人当たり月平均55.4時間（平成24年度から平成26年度の最高値）を乗じて見込みました。

知的障がいのある人と精神障がいのある人の利用者数は、平成26年4月1日より対象者の範囲が知的障がいのある人にも拡大されたため、1人を見込みました。利用時間数についても、身体障がいのある人の平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均53時間を乗じて見込みました。

### ■第4期計画における重度訪問介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	10	11	12
	利用時間数	時間	554	610	665
知的障がいのある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	53	53	53
精神障がいのある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	53	53	53
合計	利用者数	人	12	13	14
	利用時間数	時間	660	716	771

## ③ 同行援護

### ■第3期計画の検証

利用者数の対見込率は、平成24年度が125.4%、平成25年度が117.9%、平成26年度が115.8%と見込量を上回っています。一方、利用時間数の対見込率は、平成24年度が81.7%、平成25年度が83.6%、平成26年度が80.2%と見込量を下回っています。利用者が減少した理由としては、転出等による対象者の減少によります。また、利用時間数の変動については、外出の機会の増加及び1回当たりの利用時間の増加があげられます。

### ■第3期計画における同行援護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	55	56	57	時間	1,320	1,344	1368
	実績値	人	69	66	66	時間	1,079	1,124	1,097
	対見込率	%	125.4	117.9	115.8	%	81.7	83.6	80.2

注)平成26年度実績は3～6月実績



### ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度が減少、横ばいとなっていることから、年1人増と見込みました。利用時間数は、平成25年度の1人当り月平均17時間（平成24年度から平成26年度の最高値）を乗じて見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者3人を平成27年度に、平成28年度以降は平成27年度中に18歳に到達する1人を除いた人数を見込みました。利用時間数は、平成26年度の1人当たり月平均サービス支給決定時間数17時間を乗じて見込みました。

■第4期計画における同行援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	67	68	69
	利用時間数	時間	1,139	1,156	1,173
障がいのある子ども	利用者数	人	3	2	2
	利用時間数	時間	51	34	34
合計	利用者数	人	70	70	71
	利用時間数	時間	1,190	1,190	1,207

## ④ 行動援護

### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度及び平成25年度ともに、見込み通りの実績となり、平成26年度は85.7%と見込量を下回っているものの増加しています。特に精神障がいのある人は、3年度ともに利用実績がありませんでした。

一方、障がいのある子どもは、3年度ともに見込量を上回りました。障がいのある子どもの利用者数が見込量を上回ったのは、行動援護事業所が増えたことがあげられます。

利用時間数は、全体的には見込量を下回り、対見込率は平成24年度が75.6%、平成25年度が52.7%、平成26年度が97.3%となっています。知的障がいのある人は、平成26年度には見込量とほぼ同程度となりましたが、それ以前は見込量を下回っています。

一方、障がいのある子どもは、3年度ともに見込量を上回りました。障がいのある子どもの利用時間数が見込量を上回ったのは、行動援護事業所が増えたことにより、移動支援事業で決定していた支給量を行動援護に切り替えたことが想定されます。

■第3期計画における行動援護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
知的障がいのある人	見込量	人	8	9	10	時間	150	169	188
	実績値	人	7	8	8	時間	117	133	189
	対見込率	%	87.5	88.9	80.0	%	78.0	78.7	100.5
精神障がいのある人	見込量	人	1	1	1	時間	15	15	15
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0	%	0	0	0
障がいのある子ども	見込量	人	1	2	3	時間	20	40	60
	実績値	人	3	4	4	時間	23	55	67
	対見込率	%	300.0	200.0	133.3	%	115.0	137.5	111.7
合計	見込量	人	10	12	14	時間	185	224	263
	実績値	人	10	12	12	時間	140	188	256
	対見込率	%	100.0	100.0	85.7	%	75.6	52.7	97.3

注)平成26年度実績は3～6月実績

■第4期計画の見込量

知的障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の利用者増が1人であることから、平成27年度に1人増、平成29年度に1人増と見込みました。利用時間数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均20時間に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度にかけて利用実績がありませんでしたが、1人と見込みました。利用時間数は、知的障がいのある人の平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均20時間に乗じて見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成24年度から平成26年度の利用者増が1人であることから、平成27年度に1人増、平成29年度に1人増と見込みました。利用時間数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均16時間に乗じて見込みました。

## ■第4期計画における行動援護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
知的障がい のある人	利用者数	人	9	9	10
	利用時間数	時間	180	180	200
精神障がい のある人	利用者数	人	1	1	1
	利用時間数	時間	20	20	20
障がいの ある子ども	利用者数	人	5	5	6
	利用時間数	時間	80	80	96
合計	利用者数	人	15	15	17
	利用時間数	時間	280	280	316

## ⑤ 重度障がい者等包括支援

## ■第4期計画の見込量

平成26年6月現在において利用がなく、サービス提供事業所も大阪府内で3事業所しかありません。また、重度障がいのある人には、重度訪問介護等に対応できていることから、第4期計画期間内においても見込量を計上していません。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、介護給付の「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」と、訓練等給付の「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型（雇用型）」、「就労継続支援B型（非雇用型）」に区分されます。

### ■日中活動系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容	
介護給付	生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、障がい者支援施設等の施設で、食事、入浴、排泄等の介助、日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供します。	
	療養介護	医療及び常に介護を必要とする障がいのある人を対象に、主として昼間、病院等の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をを行います。	
	短期入所	介護者の病気やその他の理由で、一時的に保護が必要になった障がいのある人や子どもを対象に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
日中活動系サービス	訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある人及び精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある人を対象に、一定の期間、事業所における作業や企業における実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型は、事業所内において、雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合、一般就労への移行に向けた支援を行います。	
	就労継続支援（B型）	一般企業等への就労が困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。B型は、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった人について、就労への移行に向けた支援を行います。	

## ① 生活介護

## ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度が見込量を上回り、平成25年度はほぼ見込み通り、平成26年度は見込量を下回っています。障がい種別では、特に身体障がいのある人が見込量を下回り、年々対見込率が低くなっています。

身体障がいのある人の利用者数が減少したのは、居宅介護と同様に、高齢化に伴い介護保険制度に移行したなどの理由で、対象者が減少したことがあげられます。

また、知的障がいのある人は、3年度ともに対見込率は100.0%を上回っていますが、平成24年度に比べて平成25年度が減少したのは、サービス提供事業所が生活介護から就労継続支援B型の利用を促したことによるものと想定されます。

利用時間数は、知的障がいのある人は見込量を上回っていますが、身体障がいのある人及び精神障がいのある人は見込量を大きく下回り、対見込率も年々低下しています。全体として対見込率は、平成24年度が94.1%、平成25年度が89.6%、平成26年度が88.7%となっています。

## ■第3期計画における生活介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	109	112	115	人日	1,897	1,949	2,001
	実績値	人	96	63	53	人日	940	778	770
	対見込率	%	88.0	56.3	46.1	%	49.5	39.9	38.5
知的障がいのある人	見込量	人	152	163	170	人日	2,888	3,097	3,230
	実績値	人	226	215	214	人日	3,573	3,756	3,885
	対見込率	%	148.6	131.9	125.9	%	123.7	121.3	120.3
精神障がいのある人	見込量	人	4	5	6	人日	27	34	40
	実績値	人	5	4	5	人日	17	18	19
	対見込率	%	125.0	80.0	83.3	%	62.9	52.9	47.5
合計	見込量	人	265	280	291	人日	4,812	5,080	5,271
	実績値	人	327	282	272	人日	4,530	4,552	4,674
	対見込率	%	123.3	100.7	93.5	%	94.1	89.6	88.7

注)平成26年度実績は3～6月実績

## ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度にかけて年々減少していましたが、平成24年度から平成26年度の月平均71人を平成27年度に設定し、平成28年度及び平成29年度は、寝屋川支援学校\*高等部を卒業した子どもが利用することを含めて、平成28年度は3人増、平成29年度は2人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均12日に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の月平均218人を平成27年度に設定し、平成28年度及び平成29年度は、寝屋川支援学校高等部を卒業した子どもが利用することを含めて、平成28年度は9人増、平成29年度は10人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均17日に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の月平均5人を平成27年度に設定し、以降、年1人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均4日に乗じて見込みました。

■第4期計画における生活介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	71	74	76
	利用日数	人日	852	888	912
知的障がいのある人	利用者数	人	218	227	237
	利用日数	人日	3,706	3,859	4,029
精神障がいのある人	利用者数	人	5	6	7
	利用日数	人日	20	24	28
合計	利用者数	人	294	307	320
	利用日数	人日	4,578	4,771	4,969

## ② 療養介護

## ■第3期計画の検証

平成24年度から平成26年度にかけては、児童福祉法の改正に伴うものとして、各年度20人と見込みましたが、利用実績は身体障がいのある人が各年度3人、知的障がいのある人が平成24年度は15人、平成25年度及び平成26年度が14人で、平成26年度現在では合計17人となっており、全体としてわずかに見込量を下回っています。

## ■第3期計画における療養介護の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	実績値	人月	3	3	3
知的障がいのある人	実績値	人月	15	14	14
合計	見込量	人月	20	20	20
	実績値	人月	18	17	17
	対見込率	%	90.0	85.0	85.0

注)平成26年度実績は3～6月実績

## ■第4期計画の見込量

平成27年度以降においては、現在の利用者が引き続き利用すると想定し、計画期間の各年度とも、身体障がいのある人は3人、知的障がいのある人は14人と見込みました。

## ■第4期計画における療養介護の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人月	3	3	3
知的障がいのある人	利用者数	人月	14	14	14
合計	利用者数	人月	17	17	17

### ③ 短期入所

#### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度から平成26年度は見込量を上回り、対見込率は平成24年度が206.9%、平成25年度が183.0%、平成26年度が135.3%となっています。特に知的障がいのある人及び障がいのある子どもでは、平成24年度及び平成25年度の対見込率が200.0%を超えて高くなっています。これは、知的障がいのある人の場合、親の高齢化により介護負担の軽減を図るための利用が増加したことや、親の病気や手術のための入院が原因で自宅での介護ができなくなり、短期入所を長期にわたり利用するケースがあったことが要因となっています。

また、障がいのある子どもの利用者数が増加した理由としては、医療的ケア\*の必要な子どもを預けられる病院の短期入所ができたことによります。

精神障がいのある人は、見込量自体の人数は少ないのですが、平成24年度は対見込率が400.0%に対し、平成25年度は50.0%、平成26年度は33.3%と低くなっています。この理由としては、利用希望がなくなったことやサービス付き高齢者住居に入居したことなどがあります。

身体障がいのある人も、3年度ともに100.0%を割っていますが、特に平成25年度及び平成26年度は50%を割って低くなっています。この理由としては、それまでの利用者が高齢になり、介護保険制度へ移行したことによります。

利用日数は、全体としては見込量を下回り、対見込率が平成24年度は96.9%、平成25年度は91.6%、平成26年度は68.8%となっています。障がい種別では、平成24年度は身体障がいを除いて対見込率が100.0%以上となっています。平成25年度は知的障がいが対見込率が146.2%と高くなっていますが、それ以外は100.0%を下回り、特に精神障がいのある人及び身体障がいのある人が低くなっています。平成26年度も知的障がいのある人以外は対見込率が低く、特に身体障がいのある人及び精神障がいのある人では、それぞれ26.7%、6.7%と低くなっています。

■第3期計画における短期入所の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	13	14	15	人日	65	70	75
	実績値	人	11	4	5	人日	46	17	20
	対見込率	%	84.6	28.6	33.3	%	70.7	24.3	26.7
知的障がいのある人	見込量	人	25	26	27	人日	100	104	108
	実績値	人	65	69	56	人日	109	152	120
	対見込率	%	260.0	265.4	207.4	%	109.0	146.2	111.1
精神障がいのある人	見込量	人	1	2	3	人日	5	10	15
	実績値	人	4	1	1	人日	9	2	1
	対見込率	%	400.0	50.0	33.3	%	180.0	20.0	6.7



障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
障がいの ある子ども	見込量	人	4	5	6	人日	24	30	36
	実績値	人	9	12	7	人日	24	25	20
	対見込率	%	225.0	240.0	116.7	%	100.0	83.3	55.6
合計	見込量	人	43	47	51	人日	194	214	234
	実績値	人	89	86	69	人日	188	196	161
	対見込率	%	206.9	183.0	135.3	%	96.9	91.6	68.8

注) 平成26年度実績は3~6月実績

### ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成24年度の11人から平成25年度及び平成26年度ともに減少していますが、成果目標の施設入所者の地域生活への移行を考慮し、サービス提供事業者の増加を見込みました。平成27年度は、平成24年度の月平均11人から3人増とし、平成28年度は横ばい、平成29年度は1人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均利用日数5日に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、施設入所者の地域生活への移行を考慮して見込みました。平成27年度は、平成24年度及び平成25年度の月平均67人から2人増、平成28年度は1人増、平成29年度は横ばいと見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均利用日数2日に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数・利用日数ともに、平成24年度の利用者数をそのまま見込みました。

障がいのある子どもについて、利用者数は、平成24年度から平成26年度の月平均9人を平成27年度に設定し、以降、年2人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均利用日数2人に乗じて見込みました。

### ■第4期計画における短期入所の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がい のある人	利用者数	人	14	14	15
	利用日数	人日	70	70	75
知的障がい のある人	利用者数	人	69	70	70
	利用日数	人日	138	140	140
精神障がい のある人	利用者数	人	4	4	4
	利用日数	人日	9	9	9
障がいの ある子ども	利用者数	人	9	11	13
	利用日数	人日	18	22	26
合計	利用者数	人	96	99	102
	利用日数	人日	235	241	250

#### ④ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

##### ■第3期計画の検証

全体の利用者数は、平成24年度から平成26年度はほぼ見込量通りとなっています。障がい種別では、身体障がいのある人が見込量を大きく上回り、対見込率が平成24年度は400.0%、平成25年度は300.0%、平成26年度は100.0%となっています。この理由としては、府内や他府県を含め、訓練目的の施設入所による自立訓練の利用者が増加していることが考えられます。

知的障がいのある人の利用者数が増加している理由としては、施設退所者及び支援学校高等部卒業者の利用によるものや、就労移行支援を利用する前に自立訓練を利用することが増えたことが想定されます。

精神障がいのある人は、平成24年度の5人が平成25年度は2人になり、平成26年度が5人と増減があるのは、自立訓練を短期で終わり、就労継続支援B型の利用や地域活動支援センターに移行する機会が多いことが想定されます。なお、自立訓練は最大2年間の利用となることから、施設の空き状況により利用者数の変動はやむを得ないといえます。

利用日数は、全体としては平成24年度及び平成25年度が見込量を上回りましたが、平成26年度は下回り、対見込率が平成24年度は107.6%、平成25年度は130.8%、平成26年度は89.7%となっています。障がい種別では、利用者数と同様に、身体障がいのある人の利用が見込量を大きく上回っています。

##### ■第3期計画における自立訓練の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	2	人日	7	7	13
	実績値	人	4	3	2	人日	43	43	35
	対見込率	%	400.0	300.0	100.0	%	614.2	614.2	269.2
知的障がいのある人	見込量	人	3	3	3	人日	63	63	63
	実績値	人	2	5	5	人日	40	87	62
	対見込率	%	66.6	166.7	166.7	%	63.4	138.1	98.4
精神障がいのある人	見込量	人	6	6	7	人日	60	60	70
	実績値	人	5	2	5	人日	57	40	34
	対見込率	%	83.3	33.3	71.4	%	95.0	66.7	48.6
合計	見込量	人	10	10	12	人日	130	130	146
	実績値	人	11	10	12	人日	140	170	131
	対見込率	%	110.0	100.0	100.0	%	107.6	130.8	89.7

注)平成26年度実績は3～6月実績

### ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度にかけて年1人ずつの減少となっていました。平成24年度から平成26年度の間値である3人と見込みました。利用日数も平成24年度から平成26年度の間値である43時間と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成25年度及び平成26年度の5人を平成27年度に設定し、以降、年1人増と見込みました。利用日数は、平成25年の1人当たり月平均17日に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成27年度を平成26年度から横ばいの5人に設定し、平成28年度及び平成29年度は1人増の6人と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均13日に乗じて見込みました。

■第4期計画における自立訓練の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	3	3	3
	利用日数	人日	43	43	43
知的障がいのある人	利用者数	人	5	6	7
	利用日数	人日	85	102	119
精神障がいのある人	利用者数	人	5	6	6
	利用日数	人日	65	78	78
合計	利用者数	人	13	15	16
	利用日数	人日	193	223	240

## ⑤ 就労移行支援

### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度から平成26年度は見込量を上回り、対見込率は平成24年度が150.0%、平成25年度が139.5%、平成26年度が104.3%となっています。

特に知的障がいのある人の平成24年度、精神障がいのある人の平成25年度が見込量を大きく上回り、対見込率がそれぞれ169.2%、208.3%となっています。

知的障がいのある人の利用者数が平成25年度に増加した理由としては、京阪沿線に新しく事業所ができたことや、寝屋川支援学校が進路選択支援事業の利用を開始したことが考えられます。また、精神障がいのある人の利用者数が大きく増加した理由としても、京阪沿線に新しく事業所ができたことや、発達障がいのある人が利用することが増えたことが考えられます。

身体障がいのある人は、平成25年度及び平成26年度の利用者はいません。身体障がいのある人の利用者数が減少した理由としては、もともと利用者数が少ないことと、就労移行支援からそのまま就職したこと、あるいは就労継続支援A型に移行したことによります。

利用日数は、全体としては見込量を下回り、対見込率が平成24年度は80.0%、平成25年度は74.1%、平成26年度は79.0%となっています。障がい種別では、精神障がいのある人の平成25年度及び平成26年度の対見込率がそれぞれ127.8%、168.0%となっている以外は、見込量を下回っています。

### ■第3期計画における就労移行支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	2	3	人日	16	31	47
	実績値	人	1	0	0	人日	12	0	0
	対見込率	%	100.0	0	0	%	75.0	0	0
知的障がいのある人	見込量	人	13	24	29	人日	267	492	595
	実績値	人	22	28	23	人日	221	293	324
	対見込率	%	169.2	116.7	79.3	%	82.7	59.6	54.5
精神障がいのある人	見込量	人	10	12	14	人日	147	176	206
	実績値	人	13	25	25	人日	111	225	346
	対見込率	%	130.0	208.3	178.6	%	75.5	127.8	168.0
合計	見込量	人	24	38	46	人日	430	699	848
	実績値	人	36	53	48	人日	344	518	670
	対見込率	%	150.0	139.5	104.3	%	80.0	74.1	79.0

注)平成26年度実績は3～6月実績

### ■第4期計画の見込量

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人の利用者数は、全体として成果目標となる平成29年度における就労移行支援事業利用者数の63人に達するように、平成26年7月現在の利用者数を基に見込みました。

身体障がいのある人の利用日数は、平成25年度及び平成26年度の実績がないことから、平成24年度の1人当たり月平均利用日数12日に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均12日に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用日数は、平成26年度の1人当たり月平均14日（平成24年度から平成26年度の最高値）に乗じて見込みました。

## ■第4期計画における就労移行支援の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	1	2	3
	利用日数	人日	12	24	36
知的障がいのある人	利用者数	人	25	28	30
	利用日数	人日	300	336	360
精神障がいのある人	利用者数	人	26	28	30
	利用日数	人日	364	392	420
合計	利用者数	人	52	58	63
	利用日数	人日	676	752	816

## ⑥ 就労継続支援（A型）

## ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度から平成26年度にかけて見込量を上回り、対見込率は平成24年度が125.0%、平成25年度が250.0%、平成26年度が300.0%となっています。特に精神障がいのある人の伸びが大きく、また、身体障がいのある人も見込量を計上していませんでしたが、利用が平成25年度で3人、平成26年度で7人となっています。どの障がいのある人も利用者数が増加している理由として、これまで少なかった就労継続支援A型の事業所が増加していることによります。

利用日数は、全体としては利用者数と同様に見込量を上回り、対見込率が平成24年度は151.6%、平成25年度は166.7%、平成26年度は277.5%となっています。障がい種別では、精神障がいのある人が大きく見込量を上回っています。

## ■第3期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	0	0	0	人日	0	0	0
	実績値	人	0	3	7	人日	0	26	87
	対見込率	%	0	0	0	%	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	人	2	3	4	人日	30	45	60
	実績値	人	0	2	5	人日	0	22	93
	対見込率	%	0	66.7	125	%	0	48.9	155.0
精神障がいのある人	見込量	人	2	3	4	人日	30	45	60
	実績値	人	5	10	12	人日	91	102	153
	対見込率	%	250.0	333.3	300.0	%	303.3	226.7	255.0
合計	見込量	人	4	6	8	人日	60	90	120
	実績値	人	5	15	24	人日	91	150	333
	対見込率	%	125.0	250.0	300.0	%	151.6	166.7	277.5

注)平成26年度実績は3～6月実績

## ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成25年度から利用があり、平成26年度の7人から年3人増と見込みました。利用日数は、平成25年度及び26年度の1人当たり月平均利用日数11日を見込みました。

知的障がいのある人の利用者数も、平成25年度から利用があり、その実績を踏まえつつ、年2人増と見込みました。利用日数は、平成25年度及び26年度の1人当たり月平均15日を見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成26年度の12人から年2人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均14日を見込みました。

### ■第4期計画における就労継続支援（A型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	10	13	16
	利用日数	人日	110	143	176
知的障がいのある人	利用者数	人	6	8	10
	利用日数	人日	90	120	150
精神障がいのある人	利用者数	人	14	16	18
	利用日数	人日	196	224	252
合計	利用者数	人	30	37	44
	利用日数	人日	396	487	578

## ⑦ 就労継続支援（B型）

### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度から平成26年度は見込量を上回り、対見込率は平成24年度が118.9%、平成25年度が112.1%、平成26年度が104.8%となっています。

身体障がいのある人の平成25年度及び平成26年度が見込量を下回った以外は、知的障がいのある人も精神障がいのある人も、対見込率が100.0%を超えています。

身体障がいのある人の利用者数が、平成25年度に減少した理由としては、就労継続支援B型を経て、就労しているケースがあることや高齢によりサービス利用を中止していることなどがあげられます。

利用日数は、全体としては見込量を下回り、対見込率が平成24年度は93.2%、平成25年度は90.8%、平成26年度は92.2%となっています。

障がい種別では、知的障がいのある人はほぼ見込量通りですが、身体障がいのある人及び精神障がいのある人は、見込量を大きく下回っています。

## ■第3期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用日数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
身体障がいのある人	見込量	人	14	16	18	人日	256	293	329
	実績値	人	18	11	12	人日	186	171	198
	対見込率	%	128.5	68.8	66.7	%	72.6	58.4	60.2
知的障がいのある人	見込量	人	124	132	142	人日	2,455	2,614	2,812
	実績値	人	151	155	157	人日	2,467	2,618	2,811
	対見込率	%	121.7	117.4	110.6	%	100.4	100.2	100.0
精神障がいのある人	見込量	人	63	66	69	人日	882	924	966
	実績値	人	70	74	71	人日	697	689	779
	対見込率	%	111.1	112.1	102.9	%	79.0	74.6	80.6
合計	見込量	人	201	214	229	人日	3,593	3,831	4,107
	実績値	人	239	240	240	人日	3,350	3,478	3,788
	対見込率	%	118.9	112.1	104.8	%	93.2	90.8	92.2

注)平成26年度実績は3～6月実績

## ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の月平均13人を平成27年度に設定し、以降、年1人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均利用日数の14日に乗じて見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の伸びを勘案して、平成27年度は、3人増の160人に設定し、平成28年度及び平成29年度は、寝屋川支援学校高等部を卒業した子どもが利用することを含めて、平成28年度は11人増、平成29年度は10人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均17日に乗じて見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度の伸びを勘案して、平成27年度は、平成26年度より2人増の73人に設定し、以降、年1人増と見込みました。利用日数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均10日に乗じて見込みました。

## ■第4期計画における就労継続支援（B型）の月平均見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	13	14	15
	利用日数	人日	182	196	210
知的障がいのある人	利用者数	人	160	171	181
	利用日数	人日	2,720	2,907	3,077
精神障がいのある人	利用者数	人	73	74	75
	利用日数	人日	730	740	750
合計	利用者数	人	246	259	271
	利用日数	人日	3,632	3,843	4,037

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、介護給付の「施設入所支援」と訓練等給付の「共同生活援助（グループホーム）」に区分されます。なお、「共同生活介護（ケアホーム）」は、平成26年4月1日より「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されました。

#### ■居住系サービスの種類と内容

サービス名		サービス内容
居住系サービス	介護給付 施設入所支援	介護を必要とする障がいのある人に対して、入所施設において、夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
	訓練等給付 共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人に対して、主として夜間において、共同生活の場における相談、入浴、排泄等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### ① 施設入所支援

##### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度から平成26年度は見込量を上回り、対見込率は平成24年度が132.9%、平成25年度が125.0%、平成26年度が103.4%となっています。

特に知的障がいのある人は、平成24年度から平成26年度ともに、130.0%を超えて高くなっています。この理由としては、親の高齢化に伴い、在宅介護ができなくなり施設入所されたことなどが要因となっています。

身体障がいのある人は、平成24年度が128.5%となっていますが、平成25年度には71.4%、平成26年度は62.9%と低下しています。この理由としては、訓練のため入所した人が、訓練が終了して退所したことや、グループホームやケアホームに生活の場所を移したこと、高齢のため病気により長期入院となったことなどが要因となっています。なお、精神障がいのある人の利用はありませんでした。

##### ■第3期計画における施設入所支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	35	35	35
	実績値	人	45	25	22
	対見込率	%	128.5	71.4	62.9
知的障がいのある人	見込量	人	50	51	52
	実績値	人	68	75	68
	対見込率	%	136.0	147.1	130.8



障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神障がいのある人	見込量	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0
合計	見込量	人	85	86	87
	実績値	人	113	100	90
	対見込率	%	132.9	125.0	103.4

注)平成26年度実績は3～6月実績

#### ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、成果目標の施設入所者の地域生活への移行に基づき、平成25年度との比較で12%以上削減することとしますが、平成26年6月時点で目標達成しているため、新規利用等入所と退所を含め、平成29年度は4人減（平成25年度の25人から平成29年度の21人）と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数も、成果目標の施設入所者の地域生活への移行に基づき、平成25年度との比較で12%以上削減することとし、平成29年度は9人減（平成25年度の75人から平成29年度の66人）と見込みました。身体障がいのある人と合わせて13人の削減見込みとなります。

#### ■第4期計画における施設入所支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	人	22	22	21
知的障がいのある人	人	68	67	66
精神障がいのある人	人	0	0	0
合計	人	90	89	87

## ② 共同生活援助（共同生活介護を含む。）

### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度から平成26年度は見込量を上回り、対見込率は平成24年度が106.1%、平成25年度が102.9%、平成26年度が104.5%となっています。

知的障がいのある人は、平成24年度から平成26年度が100.0%を超え、精神障がいのある人は平成24年度が105.5%となっていますが、平成25年度及び平成26年度は見込量を下回っています。その理由としては、グループホーム・ケアホームを退所してひとり暮らし、あるいは家族と同居したこと、その他入院により利用しなくなったことなどがあげられます。

■第3期計画における共同生活援助・共同生活介護の  
月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	1	0	0
	対見込率	%	100.0	0	0
知的障がいのある人	見込量	人	78	83	88
	実績値	人	83	90	103
	対見込率	%	106.4	108.5	117.0
精神障がいのある人	見込量	人	18	20	23
	実績値	人	19	17	14
	対見込率	%	105.5	85.0	60.9
合計	見込量	人	97	104	112
	実績値	人	103	107	117
	対見込率	%	106.1	102.9	104.5

注)平成26年度実績は3～6月実績

### ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成25年度及び26年度ともに利用実績がありませんが、施設利用者の地域移行に伴い、平成28年度は1人、平成29年度は2人と見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、施設利用者の地域生活への移行を考慮し、平成24年度から平成26年度の利用者の伸び率（24.1%）を勘案して見込みました。

精神障がいのある人の実績は減少傾向にありますが、精神障がいのある人の増加や退院促進を踏まえ、平成26年度より年2人増と見込みました。

## ■第4期計画における共同生活援助の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	人	0	1	2
知的障がいのある人	人	111	119	127
精神障がいのある人	人	16	18	20
合計	人	127	138	149

## (4) 計画相談支援・地域相談支援

## ■計画相談支援・地域相談支援の内容

	サービス名	サービス内容
計画相談支援給付	・サービス利用支援	障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人と、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある子どもを対象に、支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、サービス等の利用状況の点検・評価を行い、計画の見直しを行います。
	・継続サービス利用支援	
地域相談支援給付	地域移行支援	障がい者入所施設又は児童福祉施設等に入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に、相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

## ① 計画相談支援

## ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては、平成24年度から平成26年度は見込量を上回り、対見込率は平成24年度が128.6%、平成25年度が300.0%、平成26年度が132.4%となっています。

障がいのある子ども以外は、各年度ともに見込量を上回り、特に平成25年度が大きく上回っています。これは、平成27年3月末までにサービス利用計画の作成に向けて、取り組んでいることによります。

■第3期計画における計画相談支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	2	2	10
	実績値	人	3	12	16
	対見込率	%	150.0	600.0	160.0
知的障がいのある人	見込量	人	2	4	17
	実績値	人	3	10	17
	対見込率	%	150.0	250.0	100.0
精神障がいのある人	見込量	人	2	4	7
	実績値	人	2	10	15
	対見込率	%	100.0	250.0	214.2
障がいのある子ども	見込量	人	1	1	3
	実績値	人	1	1	1
	対見込率	%	100.0	100.0	33.3
合計	見込量	人	7	11	37
	実績値	人	9	33	49
	対見込率	%	128.6	300.0	132.4

注)平成26年度実績は3～6月実績。実績は各年度ともに支給決定者数

■第4期計画の見込量

平成27年度の月平均利用者数については、身体障がいのある人の利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者数272人を基に、平成23年度から平成26年度の平均伸び率1.02を乗じた278人に、モニタリング\*実施回数に乗じたものから、月平均利用者数を見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者数429人を基に、平成23年度から平成26年度の平均伸び率1.04を乗じた447人に、モニタリング実施回数に乗じたものから、月平均利用者数を見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者数220人を基に、平成23年度から平成26年度の平均伸び率1.1を乗じた242人に、モニタリング実施回数に乗じたものから、月平均利用者数を見込みました。

平成28年度、平成29年度については、それぞれ、前年度の継続サービス利用者数に平成23年度から平成26年度の平均伸び率を乗じた人数に、モニタリング実施回数に乗じたものから、月平均利用者数を見込みました。

障がいのある子どもの利用者数は、平成26年9月現在のサービス支給決定者数46人から、年3人増を見込んだ人数に、モニタリング実施回数に乗じたものから、月平均利用者数を見込みました。

## ■第4期計画における計画相談支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	人	87	49	50
知的障がいのある人	人	117	82	86
精神障がいのある人	人	56	51	56
障がいのある子ども	人	8	5	5
合計	人	268	187	197

## 【参考】

## ■国の指針（モニタリング実施期間）

## ① 在宅の障がい福祉サービス利用者

●新規又は変更決定により、サービス内容に著しく変動があったもの ⇒ 利用開始から3ヶ月毎月実施

●上記以外の者 ⇒ 6ヶ月ごとに1回実施

## ② 施設入所者 ⇒ 1年ごとに1回実施

※モニタリングの期間は、対象者の状況に応じて設定

## ② 地域移行支援

## ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度から平成26年度は見込量を大きく下回り、対見込率は平成24年度が33.3%、平成25年度が25.0%、平成26年度は0%となっています。

利用者は、精神障がいのある人のみで、対見込率は平成24年度が100.0%、平成25年度が50.0%、平成26年度が0%と年々低下しています。

知的障がいのある人の利用がない理由としては、施設を退所してもケアホーム等を利用する場合がほとんどで、地域移行支援を使う人がなかったことによります。

精神障がいのある人の利用が少ない理由としては、地域移行支援を使わずに退院できていることによります。

## ■第3期計画における地域移行支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	0	0	0
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0
知的障がいのある人	見込量	人	2	2	2
	実績値	人	0	0	0
	対見込率	%	0	0	0

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
精神障がいのある人	見込量	人	1	2	2
	実績値	人	1	1	0
	対見込率	%	100.0	50.0	0.0
合計	見込量	人	3	4	4
	実績値	人	1	1	0
	対見込率	%	33.3	25.0	0.0

注)平成26年度実績は3～6月実績

### ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、成果目標の地域生活移行者数13人を基準に設定した4人のうち、2人の利用を見込みました。

知的障がいのある人の利用者数は、成果目標の地域生活移行者数13人を基準に設定した9人すべての利用を見込みました。

精神障がいのある人の利用者数は、大阪府が設定した数値を見込みました。

### ■第4期計画における地域移行支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	人	0	1	2
知的障がいのある人	人	3	6	9
精神障がいのある人	人	6	6	6
合計	人	9	13	17

## ③ 地域定着支援

### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体としては平成24年度が見込量を上回り、平成25年度及び平成26年度は下回っています。対見込率は、平成24年度が125.0%、平成25年度が75.0%、平成26年度が25.0%となっています。

身体障がいのある人及び知的障がいのある人が平成24年度は見込み通りで、精神障がいのある人が150.0%と高くなっています。平成25年度は、身体障がいのある人は利用がなく、知的障がいのある人及び精神障がいのある人を見込み通りとなっています。平成26年度は、精神障がいのある人のみの利用で50.0%となっています。

地域定着支援は、利用して安定した生活ができるようになると利用しなくなることがあるため、継続して利用者数が増加しないことがあります。

一方、不安が取れず、継続して地域定着支援を利用する必要がある場合は、利用者数が継続して増加することがあります。

■第3期計画における地域定着支援の月平均見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	1	0	0
	対見込率	%	100.0	0.0	0.0
知的障がいのある人	見込量	人	1	1	1
	実績値	人	1	1	0
	対見込率	%	100.0	100.0	0.0
精神障がいのある人	見込量	人	2	2	2
	実績値	人	3	2	1
	対見込率	%	150.0	100.0	50.0
合計	見込量	人	4	4	4
	実績値	人	5	3	1
	対見込率	%	125.0	75.0	25.0

■第4期計画の見込量

身体障がいのある人及び精神障がいのある人の利用者数は、地域移行支援利用者のすべてが利用すると見込んでいます。

知的障がいのある人の利用者数は、グループホーム等で生活の訓練をした後、ひとり暮らし等で生活する人の利用を見込んでいます。

■第4期計画における地域定着支援の月平均見込量

障がい種別	単位	利用者数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	人	0	1	2
知的障がいのある人	人	1	2	4
精神障がいのある人	人	6	6	6
合計	人	7	9	12

## 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況を勘案し、市町村が独自に提供する事業として、都道府県が行う専門性の高い相談支援事業や養成研修事業等と連携しながら実施する事業です。

平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行に伴い、市町村が行う地域生活支援事業は、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター機能強化事業の10事業が「必須事業」として位置づけられました。

このほか、市町村の判断により実施する日中一時支援事業等の「任意事業」があります。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

#### ■理解促進研修・啓発事業の内容

事業名	事業内容
障がい者週間キャンペーン (12月3日から9日まで)	①京阪門真市駅及び古川橋駅週辺で、「啓発折り紙」等の街頭配布を行います。 ②市役所別館玄関ホールにて、障がいのある人等で構成するグループのヘルマンハープ、ウクレレ、笛、歌などによる演奏会を行います。 ③①及び②を通じて、障がいのある人への理解促進を図ります。
エルフェスタ	①12月初旬に守口市又は門真市の公共施設にて、エルフェスタ（障がいのある人の就労についての理解啓発及び就労支援ネットワークの構築を目的とするイベント）を実施することにより、障がいのある人の就労促進を図り、障がいのある人の自立をめざします。 ②障がいのある人の就労に対する理解及び啓発を行います。 ③障がいのある人の就労を支援している各関係機関同士の連携強化を図ります。



事業名	事業内容
ふれあいコーナーの設置	①「門真市障がい福祉を考える会」（市内の障がい者通所事業所で構成）が門真市保健福祉センター1階「ふれあいコーナー」にて、物品販売事業（各事業所の授産品の展示販売）・交流事業等の年間事業を行うことにより、障がいのある人の工賃の増加を図ります。 ②作品の展示会等を通じて地域住民との交流を深めるとともに、広く活動内容を知ってもらうことで、障がいのある人への理解促進を図ります。
きらめきアートフェスタ	門真市在住の障がいのある人が作成した、絵画・書道・置物等の作品展を開催し、障がいのある人の理解を深める機会づくりを行っています。

### ■第4期計画の見込量

#### ■第4期計画における理解促進研修・啓発事業の年間見込量

事業名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者週間キャンペーン	有無	有	有	有	有
エルフェスタ	有無	有	有	有	有
ふれあいコーナー	有無	有	有	有	有
きらめきアートフェスタ	有無	有	有	有	有

注)平成26年度実績は見込み

## ② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組（ペアレントメンター\*事業等）を支援するために、障がい者（児）団体の運営費を補助し、共生社会の実現を図ります。

### ■第4期計画の見込量

#### ■第4期計画における自発的活動支援事業の年間見込量

対象	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者（児）団体補助	有無	有	有	有	有

注)平成26年度実績は見込み

### ③ 相談支援事業

障がいのある人、障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援体制を図ります。

#### ■相談支援事業の内容

サービス名	サービス内容
障がい者相談支援事業	障がいのある人の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。
基幹相談支援センター等機能強化事業	市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

### ■第4期計画の見込量

#### ■第4期計画における相談支援事業の年間見込量

事業名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい者相談支援事業	箇所	4	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有

注)平成26年度実績は見込み

## ④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人の財産及び権利を擁護するため、市長による成年後見等の審判の請求並びに審判の後に決定された成年後見人等に対する報酬の助成を行います。

## ■第4期計画の見込量

成年後見制度利用支援事業は、平成27年度を3人とし、以降1人増と見込みました。

## ■第4期計画における成年後見制度利用支援事業の年間見込量

事業名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	3	4	5

注)平成26年度実績は見込み

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

## ■第4期計画の見込量

平成28年度から成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制の整備を図り、平成29年度からの事業実施を見込みます。

## ■第4期計画における成年後見制度法人後見支援事業の年間見込量

事業名	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	有

## ⑥ 意思疎通支援事業

障がいのある人と障がいのない人との意思疎通の支援を行う者の派遣や設置を行います。意思疎通の手段としては、聴覚障がいのある人への手話通訳や要約筆記\*のほか、盲ろう者への触手話\*や指文字\*、視覚障がいのある人への代読や代筆、知的障がい、精神障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション等、多様に考えられます。

### ■第4期計画の見込量

手話通訳者派遣事業を利用する聴覚障がいのある人の見込みは、平成27年度を15人とし、以降1人増としました。

要約筆記者派遣事業を利用する聴覚障がいのある人の見込みは、平成27年度を2人とし、以降1人増としました。

手話通訳者設置事業は、障がい福祉課に手話通訳者を配置するもので、配置の見込みは、平成27年度以降2人としました。

### ■第4期計画における意思疎通支援事業の年間見込量

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者派遣事業	人/年	15	16	17
要約筆記者派遣事業	人/年	2	3	4
手話通訳者設置事業	人/年	2	2	2

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るための介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。

### ■第3期計画の検証

対見込率が100.0%を超えたのは、平成24年度では自立生活支援用具のみで、120.6%となっています。一方、介護・訓練支援用具は44.4%と特に低くなっています。

平成25年度で100.0%を超えたのも、自立生活支援用具のみで142.9%。また、居宅生活動作補助用具も175.0%と高くなっています。一方、排泄管理支援用具は、41.5%と特に低くなっています。

平成26年度は、上半期4ヶ月分の実績を基にした見込値ですが、100.0%を超えたのは、自立生活支援用具のみで108.3%となっています。

## ■第3期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量と実績値

用具等種類	項目	単位	利用件数		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護・訓練支援用具	見込量	件	18	19	20
	実績値	件	8	14	12
	対見込率	%	44.4	73.7	60.0
自立生活支援用具	見込量	件	34	35	36
	実績値	件	41	50	39
	対見込率	%	120.6	142.9	108.3
在宅療養等支援用具	見込量	件	24	25	26
	実績値	件	22	23	21
	対見込率	%	91.7	92.0	80.8
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	275	280	285
	実績値	件	191	200	177
	対見込率	%	69.5	71.4	62.1
排泄管理支援用具	見込量	件	2,406	2,458	2,510
	実績値	件	1,378	1,021	798
	対見込率	%	57.3	41.5	31.8
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	4	4	4
	実績値	件	3	7	3
	対見込率	%	75.0	175.0	75.0

注)平成26年度は上半期4ヶ月分の実績を基にした見込値

## ■第4期計画の見込量

各分野の用具の利用状況は、年度や月によってバラつきがあることから、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具については、過去3年間の平均件数から微増と見込みました。

情報・意思疎通支援用具については、文字を音声に変換する「音声コード」(SPコード)の導入と地デジ放送が受信可能なワンセグラジオを日常生活用具の給付対象に加えられるよう、今後検討していくことから、他の用具に比べ伸び率を高く見込みました。

## ■第4期計画における日常生活用具給付等事業の年間見込量

用具等種類	単位	利用件数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	件	13	14	15
自立生活支援用具	件	44	45	46
在宅療養等支援用具	件	23	24	25
情報・意思疎通支援用具	件	209	239	279
排泄管理支援用具	件	1,085	1,105	1,125
居宅生活動作補助用具	件	6	8	10

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために、手話で日常会話を行うために必要な手話の語彙や手話表現の技術を習得し、聴覚障がいのある人の福祉に関することを学んだ手話奉仕員を養成します。

### ■第4期計画の見込量

これまでは、手話奉仕員養成研修を入門講座と基礎講座に分けて隔年で実施し、養成してきました。

手話奉仕員養成講座テキストの改訂に伴い、平成27年度からは、単年で入門講座と基礎講座が修了できるよう実施することを踏まえ、修了者数を見込みました。

### ■第4期計画における手話奉仕員養成研修事業の年間見込量

事業名	単 位	平 成 27年度	平 成 28年度	平 成 29年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	21	21	21

## ⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

### ■第3期計画の検証

利用者数は、全体では平成24年度から平成26年度の対見込率が100.0%を超え、平成24年度が117.6%、平成25年度が111.1%、平成26年度が110.8%となっています。障がい種別では、身体障がいのある人は、見込量を若干下回り、障がいのある子どもは平成26年度が見込量を下回りますが、知的障がいのある人及び精神障がいのある人は、3年度ともに100.0%を超えています。また、障がいのある子どもも平成24年度及び平成25年度は100.0%を超えています。

知的障がいのある人の利用者数が増加した理由としては、余暇活動の充実やサービスを使って生活を組み立てる意識が進んできていることや、養護者が介護できない時間を移動支援で補う利用が増えたこと、施設入所者が帰省する時等の利用が増えたことなどがあげられます。また、ケアホーム利用者における週末の余暇支援の利用が増加しています。

精神障がいのある人の利用者数が横ばいの理由としては、主治医の判断で利用が認められるため、通院している人の中で、外出支援を必要としている人が増加していないことが要因となっています。

障がいのある子どもの利用者数が減少した理由としては、放課後等デイサービスの利用が増加しているため、外出支援を利用する必要が少なくなっていることや、長期休暇期間中において養護者が休息するための利用と送迎に係る負担軽減のための利用が、放課後等デイサービスで補えていることなどがあげられます。

利用時間数は、全体では平成24年度から平成26年度の実績が見込量を下回り、平成24年度が72.9%、25年度が69.4%、26年度が53.1%となっています。障がい種別では、平成24年度の障がいのある子どもが見込量を上回った以外は見込量を下回り、特に身体障がいのある人の利用時間数が減少した理由としては、1人当たりの利用時間数が減少したためと考えられます。

### ■第3期計画における移動支援事業の年間見込量と実績値

障がい種別	項目	単位	利用者数			利用時間数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
身体障がいのある人	見込量	人	113	118	123	時間	23,029	24,048	25,067
	実績値	人	109	110	107	時間	10,504	10,247	8,745
	対見込率	%	96.5	93.2	87.0	%	45.6	42.6	34.9
知的障がいのある人	見込量	人	110	120	130	時間	21,120	23,040	24,960
	実績値	人	146	157	184	時間	18,818	21,165	17,217
	対見込率	%	132.7	130.8	141.5	%	89.1	91.9	69.0
精神障がいのある人	見込量	人	6	6	7	時間	1,069	1,069	1,247
	実績値	人	8	7	8	時間	582	594	549
	対見込率	%	133.3	116.7	114.3	%	54.4	55.6	44.0
障がいのある子ども	見込量	人	61	63	65	時間	7,387	7,629	7,872
	実績値	人	78	67	61	時間	8,437	6,724	4,884
	対見込率	%	127.9	106.3	93.8	%	114.2	88.1	62.0
合計	見込量	人	290	307	325	時間	52,605	55,786	59,146
	実績値	人	341	341	360	時間	38,341	38,730	31,395
	対見込率	%	117.6	111.1	110.8	%	72.9	69.4	53.1

注)平成26年度は上半期4ヶ月分の実績を基にした見込値

### ■第4期計画の見込量

身体障がいのある人の利用者数は、平成25年度の利用者数を平成27年度に見込み、以降は年1人増と見込んでいます。利用時間数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり平均時間数の90時間に乗じて見込んでいます。

知的障がいのある人の利用者数は、アンケート調査でのニーズの高さを踏まえ、また、平成24年度から平成26年度にかけて大きく増加したことから、それを基準に年20人増と見込んでいます。利用時間数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり平均時間数の120時間に乗じて見込んでいます。

精神障がいのある人の利用者数は、平成24年度から平成26年度にかけておおむね8人となっていることから、それを基準に、年1人増と見込んでいます。利用時間数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり平均時間数の76時間に乗じて見込んでいます。

障がいのある子どもの利用者数は、平成24年度から平成26年度にかけて減少傾向にあることから、平成24年度から平成26年度の平均を基準に、平成27年度を70人とし、以降は年1人増と見込んでいます。利用時間数は、平成24年度から平成26年度の1人当たり平均時間数の96時間に乗じて見込んでいます。

■第4期計画における移動支援事業の年間見込量

障がい種別	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
身体障がいのある人	利用者数	人	110	111	112
	利用時間数	時間	9,900	9,990	10,080
知的障がいのある人	利用者数	人	204	224	244
	利用時間数	時間	24,480	26,880	29,280
精神障がいのある人	利用者数	人	9	10	11
	利用時間数	時間	684	760	836
障がいのある子ども	利用者数	人	70	71	72
	利用時間数	時間	6,720	6,816	6,912
合計	利用者数	人	393	416	439
	利用時間数	時間	41,784	44,446	47,108

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

■地域活動支援センターの内容

事業名	事業の内容
基礎的事業	地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対して創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	基礎的事業に加え、事業の機能強化を図るため、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の類型を設け、次の事業を実施します。 Ⅰ型：精神保健福祉士等専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を実施します。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 Ⅲ型：運営年数がおおむね5年以上で、実利用人員が10人以上の地域の障がい者団体等が実施する通所による事業です。



### ■第3期計画の検証

地域活動支援センターⅠ型及びⅡ型ともに見込量通り1箇所ずつ設置しており、利用者数は、Ⅰ型が平成24年度の22人を除き20人、Ⅱ型が平成24年度の16人を除き18人となっており、Ⅰ型及びⅡ型ともに見込量の範囲で推移しています。なお、Ⅲ型については、実施していません。

#### ■第3期計画における地域活動支援センター事業の年間見込量と実績値

事業名・地域活動支援センター類型	項目	単位	設置箇所数			単位	利用者数			
			平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
基礎的事業	見込量	箇所	2	2	2	人	38	38	38	
	実績値	箇所	2	2	2	人	38	38	38	
	対見込率	%	100.0	100.0	100.0	%	100.0	100.0	100.0	
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	見込量	箇所	1	1	1	人	20	20	20
		実績値	箇所	1	1	1	人	22	20	20
		対見込率	%	100.0	100.0	100.0	%	110.0	100.0	100.0
	地域活動支援センターⅡ型	見込量	箇所	1	1	1	人	18	18	18
		実績値	箇所	1	1	1	人	16	18	18
		対見込率	%	100.0	100.0	100.0	%	88.9	100.0	100.0

注)平成26年度は上半期6ヶ月分の実績を基にした見込値

### ■第4期計画の見込量

地域活動支援センターⅠ型及びⅡ型ともこれまでと同様に1箇所ずつ、利用者数もこれまでと同様にⅠ型が20人、Ⅱ型18人と見込んでいます。

#### ■第4期計画における地域活動支援センター事業の年間見込量

事業名・地域活動支援センター類型		項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
基礎的事業		設置箇所数	箇所	2	2	2
		利用者数	人	38	38	38
機能強化事業	地域活動支援センターⅠ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人	20	20	20
	地域活動支援センターⅡ型	設置箇所数	箇所	1	1	1
		利用者数	人	18	18	18

## (2) 任意事業

任意事業のうち、本市においては、以下の事業を実施します。

### ■地域生活支援事業任意事業一覧

事業名	事業概要
日中一時支援事業	●日常生活支援の1事業として、介護者等が介護できないとき又は一時的な休息のため（一時的利用）及び介護者等の就労支援のためのタイムケア（定期的利用）で、障がいのある人の日中活動の場を提供します。
視覚障がい者に対する発送文書の点字情報サービス事業	●社会参加支援の1事業として、身体障がい1、2級の視覚障がいのある人の日常生活の不便を軽減するため、視覚障がいのある人に対して発送する文書について、点字情報サービスを実施します。
要約筆記奉仕員養成研修事業	●社会参加支援の1事業として、聴覚障がいのある人への意思疎通支援を行う要約筆記奉仕員を養成します。
身体障がい者用自動車改造費助成事業	●社会参加支援の1事業として、身体障がい1級から6級までのいずれかに該当する人が就労等に伴い、自らが所有し、かつ運転する自動車を改造するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	●社会参加支援の1事業として、身体障がい1級から4級までのいずれかに該当する人が自動車運転免許を取得するために要した費用の一部に対し、助成金を交付します。
障がい者選挙投票支援事業	●社会参加支援の1事業として、公職選挙法に定めるところにより行われる選挙の投票において、適切な付添いをする者がいないため、投票に支障をきたしている障がいのある人に対して、投票所への移動支援を行うことにより、障がいのある人の選挙権の行使及び社会参加を促進します。
成年後見制度普及啓発事業	●権利擁護支援の1事業として、基幹相談支援センターが中心となって、成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行います。
障がい者虐待防止対策支援事業	●権利擁護支援の1事業として、障がい者虐待の防止、早期発見による被害拡大の防止を図るため、基幹相談支援センターが中心となって、支援体制の充実及び関係機関等との連携を図ります。また、一時避難場所の確保及び専門的な対応が必要な場合には、社会福祉士や弁護士に助言を求める体制を整備します。

## (3) 市独自事業

本市独自事業として、以下の事業を実施します。

## ■市独自事業一覧

事業名	事業概要
重度身体障がい者福祉電話の貸与等事業	●外出困難な重度の身体障がいのある人に対し、市が電話加入権を有する電話を貸与し、又は電話使用料の一部を市が負担することにより、重度の身体障がいがある人とのコミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保することで、重度の身体障がいのある人の福祉の増進を図ります。
重度障がい者等住宅改造事業助成事業	●重度障がいのある人が住み慣れた自宅において安心して生活ができるよう、居住する住宅の改造を行う場合に、その世帯に対して、住宅改造費用の一部を助成することで、重度障がいのある人の生活の利便性の向上を図ります。
在宅障がい者配食サービス事業	●食事づくりが困難な在宅の重度障がいのある人に対して、栄養のバランスの摂れた食事の定期的な提供を通じて、健康の維持、疾病の予防、「食」の自立等を図るとともに、配食時に安否確認等を実施することで、障がいのある人の在宅生活を支援します。
精神障がい者グループワーク事業	●市内に居住する精神障がいのある人等が抱える課題に取り組み、克服できるよう、グループ活動を通じて必要な助言・援助を行います。
重度障がい者訪問看護利用料助成事業	●居宅において療養が必要な重度障がいのある人に対し、訪問看護の利用を促進し、在宅医療及び福祉の推進を図るため、訪問看護利用料の助成金を交付します。
難聴児特別補聴器給付事業	●言語及び生活能力向上のため、身体障がい者手帳の交付に該当しない聴力レベルの学齢児に対して、補聴器の購入基準額の3分の2について助成します。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	●本人若しくは家族の負担を軽減するために、小児慢性特定疾患児が必要とする日常生活用具の給付に係る購入費用の一部を助成します。
高齢者等緊急通報装置の貸与事業	●高齢者（おおむね65歳以上の人）及び重度身体障がいのある人に対し、簡単な操作により第三者に通報することができる緊急通報装置を貸与することで、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

## 5 児童福祉法に基づくサービス利用見込量

障がいのある子どもを対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

障がい児通所支援を利用する保護者は、市町村に申請を行い、障がい児支援利用計画案の作成を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障がい児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

### ■「児童福祉法」に基づく障がいのある子ども対象のサービス

#### ■障がい児施設

障がい種別で分かれていた障がい児施設は、通所による支援（「障がい児通所支援（児童発達支援等）」）、入所による支援（「障がい児入所支援（障がい児入所施設）」）の2つに大別されています。

#### ■居宅サービスと通所サービスの一体的利用

通所サービスの実施主体が、平成24年より市町村に移行されたことにより、居宅サービスと通所サービスが一体的に利用できます。

#### ■放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

学齢児を対象とした放課後支援が充実されるとともに、障がいがあっても保育所等の安定した利用ができるように集団生活のための専門的な支援を提供する訪問サービスが創設されています。

#### ■在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障がい児施設入所者には「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスが提供されます。なお、現に入所している方が退所させられないよう配慮されます。

## ■児童福祉法に基づくサービスの種類と内容

	サービス名	サービス内容
障がい児通所支援	児童発達支援	<p>児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。</p> <p>様々な障がいがあっても、身近な地域で適切な支援が受けられます。</p> <p>①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域で生活する障がいのある子どもや家族の支援」、「地域の障がいのある子どもを預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。</p> <p>②児童発達支援事業 未就学の障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。</p>
	医療型児童発達支援	<p>肢体不自由の障がいのある未就学の子どもに対して、児童発達支援及び治療を行います。</p>
	放課後等デイサービス	<p>就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。</p> <p>学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p>
	保育所等訪問支援	<p>保育所等を現在利用中の障がいのある子どもや今後利用する予定の障がいのある子どもに対して、訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>
相談支援	障がい児相談支援	<p>障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもに対して、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、<u>ケアマネジメント</u>*によりきめ細かく支援します。</p>

## ① 児童発達支援、医療型児童発達支援

### ■第3期計画の検証

児童発達支援の利用者数は、対見込率が平成24年度は85.0%、平成25年度が100.0%、平成26年度が108.9%と年々増加しています。

利用日数は、対見込率が平成24年度は68.0%、平成25年度が63.2%、平成26年度が70.8%と見込量を下回っています。

利用者数が増加している理由としては、民間事業所の新規開設に伴うものと考えられます。また、利用日数が見込量を下回っている要因としては、毎日通園する子どもと不定期あるいは保育所等を併用する子どもがいるためと考えられます。

なお、医療型児童発達支援の利用は、ありませんでした。

### ■第3期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込量	人	80	85	90	人日	960	1,080	1,200
実績値	人	68	85	98	人日	653	683	849
対見込率	%	85.0	100.0	108.9	%	68.0	63.2	70.8

注)平成26年度は上半期4ヶ月分の実績を基にした見込値

### ■第4期計画の見込量

児童発達支援の利用者数については、平成27年度は平成26年度より2人増とし、以降、年5人増と見込んでいます。利用日数については、平成24年度から平成26年度の1人当たり月平均利用日数の8.8日に乗じて見込んでいます。

なお、医療型児童発達支援については、現在、利用がなく、今後においても利用の見込みがないと判断し、見込量は計上していません。

### ■第4期計画における児童発達支援、医療型児童発達支援の月平均見込量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	100	105	110
利用日数	人日	880	924	966

## ② 放課後等デイサービス

## ■第3期計画の検証

利用者数は、対見込率が平成24年度から100.0%を上回り、平成24年度が185.1%、平成25年度が214.3%、平成26年度が189.4%となっています。

これは、サービス提供事業所数が増加したことによります。特に長期休暇中の利用が大幅に増加しましたが、サービスが養護者の負担軽減につながったことも、利用者数が増加した理由にあげられます。

利用日数は、対見込率が平成24年度は76.2%と低かったのが、平成25年度は125.2%、平成26年度は182.3%と年々増加しています。

## ■第3期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量と実績値

項目	単位	利用者数			単位	利用日数		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
見込量	人	27	35	47	人日	324	420	564
実績値	人	50	75	89	人日	247	526	1,028
対見込率	%	185.1	214.3	189.4	%	76.2	125.2	182.3

注)平成26年度は上半期4ヶ月分の実績を基にした見込値

## ■第4期計画の見込量

利用者数については、平成27年度は平成26年度より11人増とし、以降、年10人増と見込んでいます。利用日数については、平成26年度の1人当たり月平均利用日数の12日（平成24年度から平成26年度の最高値）を乗じて見込んでいます。

## ■第4期計画における放課後等デイサービスの月平均見込量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	100	110	120
利用日数	人日	1,200	1,320	1,440

## ③ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある子ども又は今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合に、このサービスを提供することにより、保育所等の安定した利用を促進するものです。対象は、保育所、幼稚園、小学校、支援学校等、集団生活を営む施設に通う障がいのある子どもです。支援は、2週間に1回程度を目安にし、障がいのある子どもの状況や時期により頻度は変化します。

### ■第3期計画の検証

平成24年度から平成25年度までは、市内においてサービス提供事業者がなかったため、利用者がいませんでしたが、平成26年度は、9月時点でサービス支給決定者数が5人となっており、その後も利用の増加が見込まれます。

### ■第4期計画の見込量

利用者数については、平成26年9月時点のサービス支給決定者数5人を基に、平成27年度は9人と見込み、以降、年3人増と見込みました。

■第4期計画における保育所等訪問支援の月平均見込量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	9	12	15

## ④ 障がい児相談支援

児童福祉法で定める障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある子どもが対象になり、適切なサービス利用に向けて、障がい児支援利用計画案を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

### ■第3期計画の検証

平成24年度から平成26年6月にかけては、利用者がいませんでした。これは、障がいのある子どもの指定特定相談支援事業所が市内に2箇所のみであること、また、障がいのある人の計画相談支援を優先して実施していることが要因となっています。

### ■第4期計画の見込量

平成24年度から平成26年6月にかけては、実績がないため、平成27年度の利用者数については、平成26年9月時点のサービス支給決定者数183人を基に、年間見込量213人を算出し、モニタリング実施回数に乗じたものから、月平均利用者数を見込みました。

平成28年度、平成29年度については、それぞれ、前年度のサービス利用者数から、年30人増を見込んだ人数に、モニタリング実施回数に乗じたものから、月平均利用者数を見込みました。

■第4期計画における障がい児相談支援の月平均見込量

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数	人	18	21	23



## 6 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

### ① 相談支援事業の充実

障がいの種類や程度等、一人ひとりの状態に応じたきめ細かで専門的な相談やライフステージ\*に対応した途切れのない相談等、多様なニーズへの対応が求められています。

そのため、相談支援事業における支援員の資質の向上が必要不可欠です。

平成27年3月に設置した基幹相談支援センターが、地域の相談支援の中核的拠点として総合的かつ専門的な相談業務を担い、権利擁護のために必要な援助（成年後見）、地域移行・地域定着支援、その他必要な支援を提供するため、関係機関とのネットワークを構築し、障がいのある人の自立した日常生活及び社会生活の実現に向けた相談支援体制の充実を図ります。

### ② ケアマネジメント体制の充実

第3期計画では、障がいのある一人ひとりの状態や意向に対応し、適切なサービスが利用できるよう、サービス利用者のすべてを対象にサービス等利用計画の作成が導入され、利用者数も見込量を上回っています。

今後も、障がい者相談支援事業所等において、障がいの状況や家庭、住まいの状況、サービス利用意向等個々の状況に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めます。

また、サービス等利用計画の作成に携わる人材の確保と資質の向上に努めます。

### ③ 門真市障がい者地域協議会の機能強化

障がい者地域自立支援協議会とは、市町村が相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するものです。

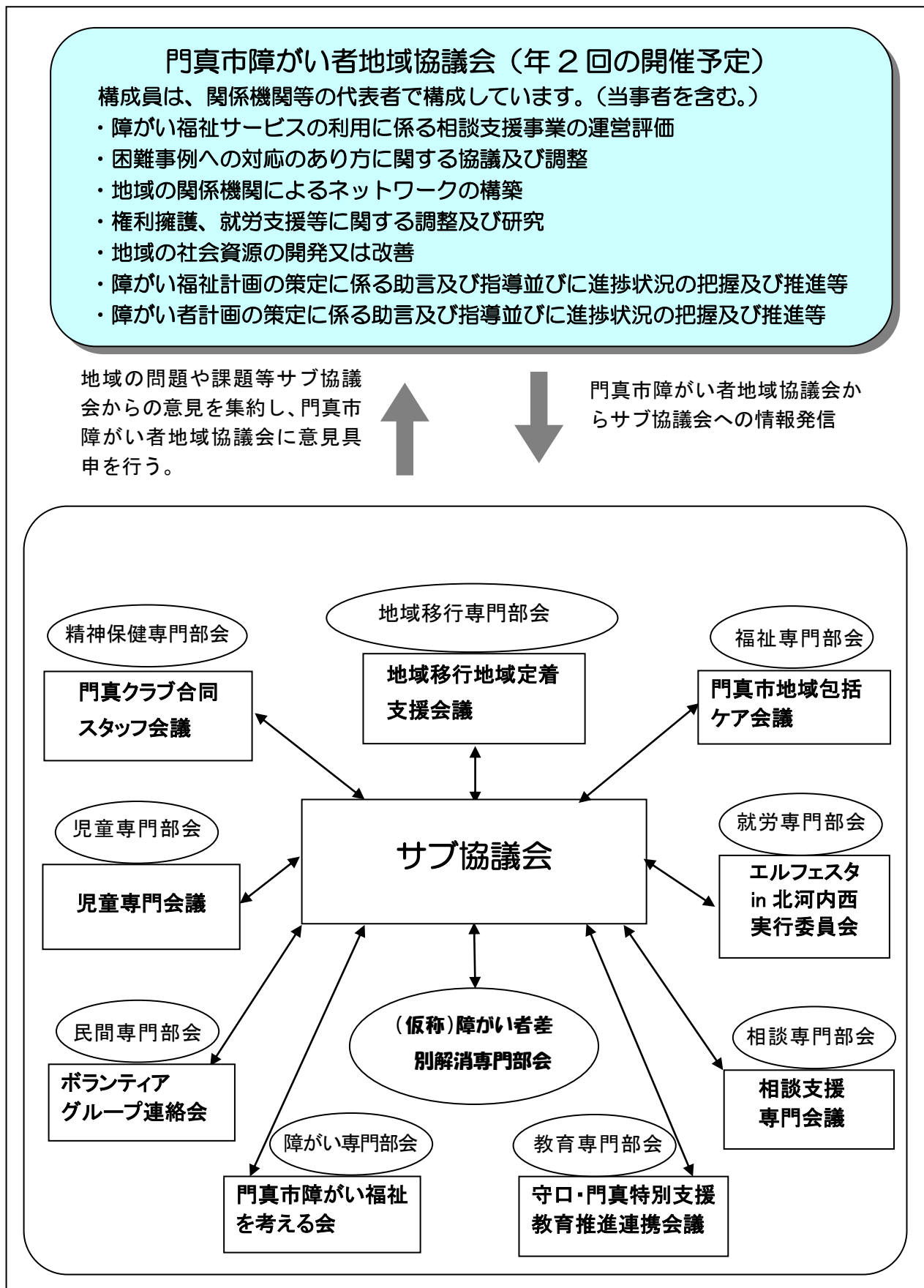
本市においては、門真市附属機関に関する条例によって本協議会を位置づけ、学識経験者、障がい者関係団体代表者等の障がいのある人に関係する機関で構成し、障がい福祉を推進するための調査、審議等を行っており、本協議会の各専門部会では、地域包括支援センター\*等の他の相談専門機関との連携を強化し、困難事例への対応をはじめ、きめ細かな対応、介護相談、情報の提供等の総合的な相談体制整備に努めています。

また、平成24年度に設置した「地域移行専門部会」では、施設からの退所や医療機関からの退院等の地域移行を支援する体制づくりを検討しています。

今後は、サービス利用者の意見を十分に反映できるよう、専門部会の構成員に当事者を加えるなど、専門部会の再編成を行います。

また、平成28年4月1日に施行される、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）についての取組を検討・推進する「（仮称）障がい者差別解消専門部会」を平成27年度に設置する予定です。

■門真市障がい者地域協議会のネットワーク図



## 7 人権の尊重と権利擁護の推進

### ① 障がいや障がいのある人に対する理解の促進

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、障がいのある人の要望等に応じて、国や自治体等行政機関は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。施行は一部の附則を除き、平成28年4月1日となっています。

また、「障害者基本法」に基づく計画として、国における障がいのある人の施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定され、この計画の内容として基本原則の1つに「差別的禁止（障害者基本法第4条）」が定められています。

このような動向も踏まえ、障がいのある人の人権の尊重と誰もが排除されことなく適切なサービスの利用により自立した生活を営み、社会の構成員として誰もが共に生きる社会の実現をめざす「ソーシャルインクルージョン\*」の考え方の普及を図ります。

また、障がいのある人の就労支援や地域移行等には、職場や地域における障がいのある人に対する理解が不可欠であることから、引き続き、関係機関や当事者団体等と連携し、門真市障がい者地域協議会において当事者の参画による啓発活動を進め、市民や地域団体、学校、企業等へ積極的に働きかけていきます。

### ② 障がいのある人の虐待防止の推進

障がいのある人の尊厳を守るために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月24日に制定され、平成24年10月1日から施行されました。この法律は、国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等に障がいのある人の虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した者に対する通報義務が課されており、このようなことについて、より一層の啓発・周知を進めます。

また、家庭や施設、学校等における障がいのある人の虐待防止に努めるとともに、虐待されている障がいのある人だけでなく、虐待している人が抱える問題の解決に向けて、関係機関や地域団体等との連携を強化し、適切な支援を図ります。

### ③ 権利擁護の充実

障がい等の理由により、判断能力が不十分な人が適切にサービスを利用できるよう、また、日常の金銭管理の支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業\*の周知を図るとともに、障がいのある人が安心して生活できるよう、成年後見制度利用支援事業の周知と利用促進を図ります。

## 8 障がいのある人の雇用・就労の促進

### ① 障がいのある人の雇用の促進

障がいのある人の雇用を促進するため、北河内西障害者就業・生活支援センター\*やハローワーク\*、支援学校、事業所等とネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用\*やジョブコーチ\*等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障がいのある人の雇用を促進する体制の整備を進めます。

### ② 市役所における取組の推進

門真市障がい者地域協議会の就労専門部会において、北河内西障害者就業・生活支援センターを中核として日中活動系サービス事業所や相談支援事業所と連携し、一般就労をめざす障がいのある人等を対象に、引き続き、市役所における庁舎実習の受入れを実施します。

市が委託している指定管理者の障がいのある人の雇用率を、大阪府のハートフル条例\*の数値を参考に把握します。また、障がいのある人の法定雇用率を達成できていない指定管理者に対しては指導を行い、更なる障がいのある人の雇用促進に取り組んでいきます。

市の発注業務に関して、障がいのある人の経済面の自立を目的とした「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達」の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が平成25年4月1日に施行されたことにより、障がい者就労施設の各事業所との連携を図るべく、庁内各課に対して、事業所への物品やサービス等の発注に関する調査を行い、事業所に情報提供を行うことで、物品の発注を行っています。

今後についても、同様の調査を行い、市内の事業所と連携し、全庁をあげて物品等の調達の推進及び事業所における工賃の増加を図ります。

障がいのある人の雇用・就労を要件とする総合評価一般競争入札制度\*や授産製品\*の購入、販売支援等、庁内の様々な部署において、障がいのある人の雇用・就労の促進につなげることができるよう、行政の福祉化\*についての取組を進めます。

## 9 サービスの確保と人材の確保

### ① サービスの確保

アンケート調査からニーズが高いサービスとして、短期入所、グループホーム、日中一時支援、一般就労が難しい人の就労支援事業である就労移行支援、就労継続支援（A型）があげられます。

短期入所については、介護者の高齢化による介護負担の軽減や体調不良等の緊急時の利用希望が多いこと、また、グループホームについては、障がいのある子どもや知的障がいのある人が将来の生活の場として考えていること、さらには、就労支援について、障がいのある子どもや障がいのある人のいずれもが働く場所の確保や支援を求めています。

また、市内において、18歳以上の日中一時支援事業所が1箇所となっていることから、サービスの確保が必要となっています。

さらに、就労継続支援（A型）事業所についても、平成26年度に市内で1箇所の新規開設があったものの、その他のサービスについてはサービス提供事業所の確保が難しい状況が続いています。

今後も、サービスを確保するため、これらの課題について近隣市や障がい福祉サービス事業所等との協議、また、事業者参入の検討等、門真市障がい者地域協議会において検討を進めます。

### ② 人材の確保と資質の向上

重度訪問介護や行動援護等のヘルパー養成については、大阪府等の研修機会を活用し、受講を推進していきます。

また、重度障がいのある人や精神障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、医療的ケアの必要な人、難病患者等、個々の状態やニーズに適切な対応ができるよう、専門的知識や技術習得のための研修受講について、事業所に働きかけるとともに、大阪府等の関係機関による開催の充実を要望していきます。

さらに、支援の困難な人等へ適切な支援を実施するため、門真市障がい者地域協議会サブ協議会等において問題点や課題の情報共有を図り、問題解決に向けた検討を行うとともに、障がい者基幹相談支援センターを中心として委託相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所との連携強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。

また、計画相談支援による適切なサービス利用が行えるよう、ケアマネジメントについての知識の向上と実践について、サービス提供事業所に対して助言及び指導を実施していきます。

## 10 計画の推進体制

### ① 計画の広報・周知

市民がこの計画について、あるいは障がいのある人をめぐる制度の動向について理解を深め、門真市第3次障がい者計画においてめざすべき将来像「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を実現できるよう、広報やホームページ等による周知や情報提供を図ります。

### ② 関係各課・関係機関との連携

この計画の目標や見込量を達成するためには、障がい福祉サービスをはじめ就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要であることから、庁内の関係各課との連携・調整を一層進めるとともに、医療機関や保健福祉機関、教育機関、就労機関等との連携強化を図り、実効性を高めるように努めます。

また、上位・関連計画や、今後策定される計画との連携を図り、社会経済環境や住民ニーズの変化に対応した適切な事業の推進を図ります。

### ③ 国、府、近隣市との連携

この計画の内容は、本市単独で達成できないものも含まれています。

国、大阪府の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、関係機関との連携を図り、きめ細かなサービスの提供に努めます。

### ④ 専門的人材の育成・確保

この計画の目標や見込量を達成するためには、今後ますます増大・高度化するニーズに対応できるよう、保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者をはじめとする人材の確保に取り組みます。



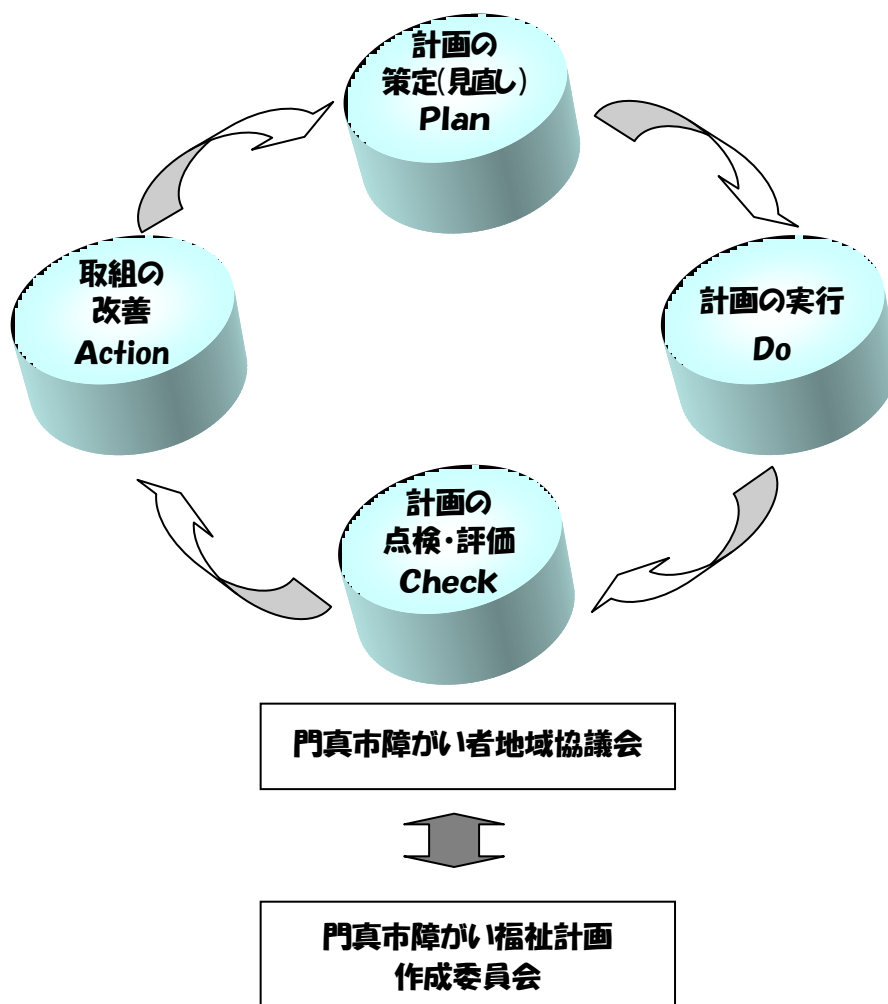
## ⑤ 計画の点検及び評価（PDCAサイクル）

この計画を着実に進めるため、計画策定において組織した「門真市障がい福祉計画作成委員会」を、計画に基づく目標値や見込量の達成状況の点検・評価組織とします。

また、これまでと同様に「門真市障がい者地域協議会」において、計画の点検・評価を行うとともに、計画を進める上での課題の検討や調整等を進めます。

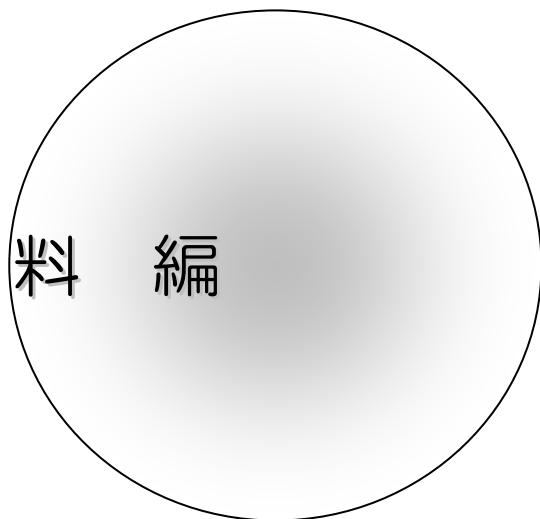
なお、この計画の点検・評価にあたっては、【Plan（計画）】⇒【Do（実施）】⇒【Check（点検・評価）】⇒【Action（改善）】⇒【Plan（見直し）】のPDCAサイクルにより、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるかなど、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価する適切な進行管理を行っていきます。

### ■PDCAサイクル





資 料 編





# 1 計画の策定経過

## ■ 計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成26年 6月25日	第1回障がい福祉 計画作成委員会	【議題】 1 委員紹介 2 委員長挨拶 3 第4期障がい福祉計画策定について 4 その他
7月18日	第1回障がい者 地域協議会	【議題】 1 開会 2 委員・事務局の紹介 3 会長・副会長の選任 4 会長挨拶 5 議事 ① 第4期障がい福祉計画について ② その他
8月4日 ～8月29日	障がい者（児）等団 体に対するアンケー ト調査	困っていること、障がい福祉サービスや相談支援に ついて、要望等について障がい者（児）団体等へアン ケートを実施しました。
10月21日	第2回障がい者 地域協議会	【議題】 1 第4期障がい福祉計画における成果目標及び活 動指標（案）について
11月27日	第2回障がい福祉 計画作成委員会	【議題】 1 第4期障がい福祉計画における成果目標及び活 動指標（案）について
12月24日	第3回障がい者 地域協議会	【議題】 1 第4期障がい福祉計画（素案）について
平成27年 1月8日 ～1月28日	パブリックコメン トの実施	計画素案について広く市民から意見を募集するた め、ホームページに掲載するとともに、障がい福祉課、 情報コーナー、南部市民センター、保健福祉センター、 市民プラザ、公民館、文化会館、図書館で閲覧できる ようにしました。
2月9日	第3回障がい福祉 計画作成委員会	【議題】 1 パブリックコメントの結果報告について 2 第4期障がい福祉計画（最終案）について
2月17日	第4回障がい者 地域協議会	【議題】 1 パブリックコメントの結果報告について 2 第4期障がい福祉計画（最終案）について
3月4日	大阪府との法定協議	第4期障がい福祉計画（案）の提出

## 2 門真市附属機関に関する条例

### 門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務
門真市障害者地域協議会	障害者等への支援体制の整備を図るために必要な事項についての調査審議等に関する事務

### 3 門真市附属機関に関する条例施行規則

#### 門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

##### （趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

##### （委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### （会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

##### （会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

##### （部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

##### （関係者の出席等）

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

##### （守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

名称	組織	委員 定数	委員の構成	委員の 任期	庶務担 当機関
門真市障害者 地域協議会	会 長 副会長	16人 以 内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 教育団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 本市の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める者	1年	保健福祉 部障がい 福祉課

## 4 門真市障がい者地域協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所属団体名・職名等	氏 名
学識経験を有する者	学校法人綜藝種智院 種智院大学 教授	◎小寺 鐵也
福祉関係団体を代表する者	社会福祉法人 門真市社会福祉協議会 課長	藤江 冬人
	門真市民生委員児童委員協議会 副会長	五十野 文子
	門真市障がい福祉を考える会 代表	吉川 康子
	大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室 課長補佐	天正 満
相談支援事業者を代表する者	門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 所長	西川 直樹
就労関係団体を代表する者	門真公共職業安定所 専門援助部門上席職業指導官	那須 公彦
	守口門真商工会議所 事務局長	稲田 隆志
保健・医療関係団体を代表する者	一般社団法人 門真市医師会 理事	香西 孝純
	大阪府守口保健所 所長	森脇 俊
障がい者関係団体を代表する者	門真市身体障害者福祉会 会長	○中井 悌治
	特定非営利活動法人 門真市手をつなぐ育成会 理事長	東野 弓子
	門真クラブ・合同スタッフ会議 事務局代表	松田 琴美
教育関係機関を代表する者	大阪府立守口支援学校 校長	白木原 亘
障がい福祉サービス事業者を代表する者	社会福祉法人 晋栄福祉会 総合施設長	岡村 美範
門真市福祉事務所長	門真市保健福祉部次長兼福祉事務所長	宮口 康弘

◎会長 ○副会長

## 5 門真市障害福祉計画作成委員会設置要綱

### 門真市障害福祉計画作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号）第88条に規定する障害福祉計画作成するため、門真市障害福祉計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は障がい福祉課長の職にある者とし、副委員長は企画課長の職にある者とする。

3 委員は、次の表に掲げるものとする。

財政課長、産業振興課長、地域福祉課長、保護課長、高齢福祉課長、学校教育課長、こども政策課長、こども発達支援センター長
--

4 任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。

(職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第5条 委員長は、委員会の会議の検討経過又はその結果について、必要に応じて市長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



## 6 門真市障がい福祉計画作成委員会委員名簿

(機構順・敬称略)

課名	役職名	氏名
企画課	総合政策部企画課長	○橋本 卓巳
財政課	総合政策部財政課長	田代 勝也
産業振興課	市民生活部産業振興課長	清水 順子
地域福祉課	保健福祉部地域福祉課長	北井 孝代
保護課	保健福祉部保護課長	西本 和博
障がい福祉課	保健福祉部障がい福祉課長	◎北倉 透雄
高齢福祉課	保健福祉部高齢福祉課長	山本 栄子
学校教育課	学校教育部学校教育課長	上甲 尚
こども政策課	こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども発達支援センター	こども未来部こども発達支援センター長	宮下 勝仁

◎委員長 ○副委員長

## 7 用語の説明

### あ行

#### 【一般就労】

障害者自立支援法に基づき国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、一般就労とは、一般に企業等への就職（就労継続支援A型の利用は除く）や在宅就労、自らの起業をいいます。

#### 【医療的ケア】

高齢者や重度の障がいのある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアといいます。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他に未だ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等もあげられます。

医療的ケアは、医師法や保健師助産師看護師法で定めるところにより、医師又は看護師にしか認められない行為を、ヘルパーが介護上やむを得ず行う必要な措置として、厚生労働省が一定の行為を実施することを認めてきました。平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための改正が行われました。

#### 【インフォーマルサービス】

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のことです。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）等の制度に基づかない援助等があります。

### か行

#### 【北河内西障害者就業・生活支援センター】

門真市及び守口市に在住の就職や職場定着が困難な障がいのある人を対象として、地域で雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行うことをめざした事業を実施しています。また、障がいのある人を雇用している、あるいは雇用を考えている事業主に対しても、相談や情報提供等を行います。

#### 【行政の福祉化】

行政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働等の各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がいのある人をはじめひとり親家庭の父母や高齢者等の雇用、就労機会を創出し、「自立を支援する取組」のことをいいます。

**【ケアプラン】**

要支援、要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境等に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービス計画」のことをいいます。

**【ケアマネジメント】**

利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけることをいいます。社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業等のフォーマルな資源、そして利用者自身のもつ内的資源があるとされます。

**【ケアマネジャー】**

介護保険の利用者の相談に応じて、介護サービス計画（ケアプラン）を作る専門職。

**【高次脳機能障がい】**

脳の機能の中で、生命維持に関わる基礎的な生理学的機能（血液の流れの速度、呼吸や体温の調整、覚醒リズム、運動調整等）に対し、注意・感情・記憶・行動等の認知機能を高次脳機能と呼びます。その高次脳機能が、交通事故や頭部のけが、脳卒中等で脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶等の機能に障がいが起きた状態を、高次脳機能障がいといいます。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいといわれています。

**さ行****【支援学校】**

障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。

**【授産製品】**

障がいのある人たちが地域において一般企業等への就労等自立した生活を営めるよう、障がい者施設・地域共同作業所において、作業訓練を行っており、授産製品はそうした作業訓練の一環として障がいのある人たちが製作した製品のことをいいます。

**【触手話】**

聴覚障がいのある人が使っている手話を基本としており、両手を使って手話を使う相手の両手に軽く触りながら触読するところから、「触手話」と呼ばれています。

### 【ジョブコーチ】

障がいのある人が職場に適應することを容易にするため、職場に派遣されるなど、きめ細やかな支援を行う人をいいます。障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える「職場適應援助者」ともいいます。

### 【身体障がい】

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の5つに分類されています。

### 【精神障がい】

統合失調症、気分障がい（うつ病等）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

### 【総合評価一般競争入札制度】

工期、機能、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、最も評価の高い者を落札者として決定する入札制度。

### 【ソーシャルインクルージョン】

孤立したり排除される人を生み出す社会側の要因に焦点をおいて、それを社会全体の自覚のもとで改善していき、誰もが存在の価値と役割を持ち得る社会、誰をも包含しうることのできる環境を構築することをめざす考え方をいいます。

## た行

### 【地域包括支援センター】

地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、（1）総合相談支援、（2）虐待の早期発見・防止等の権利擁護、（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援、（4）介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う地域の中核機関です。

### 【知的障がい】

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

### 【トライアル雇用】

企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを支援するため、一時的に雇用契約を結ぶ制度です。その特長としては、次のようなことがあります。

- ①事業主は、原則3ヶ月間の試行雇用を行うことにより、対象となる労働者の適性や業務遂行可能性等を実際に見極めた上で、トライアル雇用終了後に本採用するかどうかを決めることができます。
- ②事業主は、当該試行運用期間に対応して、対象労働者1人当たり月額4万円（最大12万円）の奨励金を受け取ることができます。ただし、一定の要件を満たした場合に限ります。
- ③対象労働者は、実際に働くことを通じて、企業が求める適性や能力・技術を把握することができます。

## な行

### 【内部障がい】

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓 機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、肝臓機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいの7つの障がいの総称です。

### 【難病】

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことをいいます。昭和47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がいのある人の定義に加えられました（平成25年4月1日施行）。平成27年1月には、障がい福祉サービスの対象疾患は、130疾患から151疾患に拡大され、同年夏頃を目途に見直しが予定されています。また、平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が公布され、平成27年1月1日から新しい医療費助成制度が始まり、対象となる疾病は、平成27年1月1日よりそれまでの56疾患から110疾患となり、平成27年夏頃には約300疾患に拡大される予定です。

### 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。平成19年4月1日より「日常生活自立支援事業」に名称が変更されました。

### 【ニーズ】

ニーズとは、「必要」・「要求」等と訳されます。ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）やケアマネジメントにおいては、アセスメント（利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、様々な情報を収集・分析すること）によって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のことを「ニーズ」といいます。

## は行

### 【ハートフル条例】

正式には「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」で、平成22年4月1日に施行されました。障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るため、大阪府と契約を締結した、又は大阪府の補助金の交付決定を受けた、若しくは指定管理者の指定を受けた事業主に対して、障がい者雇用率（法定雇用率）の達成に向けた取組を誘導・支援するものです。

### 【発達障がい】

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がいの対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。

### 【パブリックコメント】

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表して広く意見を求め、これらについて提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う一連の手続のことです。

### 【ハローワーク】

公共職業安定所の愛称。

### 【ペアレントメンター】

発達の気になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者の良き相談相手となり、悩みへの共感や助言等ができる者として、研修を修了した先輩保護者等のことです。

## ま行

### 【モニタリング】

ケアプランに沿って提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること。

## や行

### 【指文字】

手の形を文字言語に対応させた視覚言語の一要素です。手話は、音声言語や書記言語より語彙（ごい）数が格段に少ないため、手話単語にない単語、人名・地名・その他（固有名詞・新しい言葉等）は、指文字を使って一字一字ずつ書記言語のつづりを表現します。

**【要約筆記】**

発言者の話を聞き、要約して文字で表すことで、聞こえない人にその場の話の内容を伝える通訳のことです。

ら行

**【ライフステージ】**

人生の段階区分のこと。乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期等という呼び方やその他区分があります。







---

# 門真市第4期障がい福祉計画

(平成27年度～29年度)

平成27年3月発行

発行 門真市  
〒571-8585  
大阪府門真市中町1番1号

編集 門真市 保健福祉部 障がい福祉課

---